

平成 27 年第 5 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 27 年 6 月 19 日 開会

平成 27 年 6 月 24 日 閉会

鋸南町議会

平成 27 年第 5 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

請 願 第 1 号	鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める請願について
発 議 案 第 1 号	鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
発 議 案 第 2 号	国における平成 28 年度教育予算拡充に関する意見書 (案) について
発 議 案 第 3 号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書 (案) について
議 案 第 1 号	鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 2 号	鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 3 号	工事請負契約の締結について (鋸南町都市交流施設屋外整備工事)
議 案 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議 案 第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議 案 第 6 号	平成 27 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 1 号) について
議 案 第 7 号	平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
発 議 案 第 4 号	千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をしないことを求める意見書 (案)

平成 27 年第 5 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（6 月 19 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 121 条の 1 規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長からの提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	9
笹生 正己君	9
鈴木 辰也君	23
渡邊 信廣君	36
三国 幸次君	53
青木 悦子君	65
会議時間の延長	79
田久保浩通君	80
請願第 1 号の上程、委員会付託	90
散会の宣言	91

第2号（6月24日）

議事日程	92
本日の会議に付した事件	92
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	93
本会議に職務のため出席した者の職氏名	93
開議の宣言	94
議事日程の報告	94
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	108
追加日程の決定	112
発議案第4号の上程、説明、委員会付託	112
閉会の宣言	116

鋸南町告示第30号

平成27年第5回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年6月15日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成27年6月19日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成27年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成27年6月19日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問（6名）
- ① 10番 笹生 正己 議員
 - ② 7番 鈴木 辰也 議員
 - ③ 4番 渡邊 信廣 議員
 - ④ 12番 三国 幸次 議員
 - ⑤ 2番 青木 悦子 議員
 - ⑥ 1番 田久保浩通 議員
- 日程第5 請願第1号 鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める請願について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 田久保浩通君	2番 青木悦子君
3番 笹生久男君	4番 渡邊信廣君
5番 小藤田一幸君	6番 緒方猛君
7番 鈴木辰也君	8番 黒川大司君
9番 伊藤茂明君	10番 笹生正己君
11番 平島孝一郎君	12番 三国幸次君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石 治和 君	副 町 長	内田 正司 君
教 育	長	富永 安男 君	総務企画課長	菊間 幸一 君
税務住民課長		福原 傳夫 君	保健福祉課長	渡邊 昌廣 君
地域振興課長		飯田 浩 君	教 育 課 長	前田 義夫 君
水道課長		山崎 友之 君	会計管理者	三瓶 睦 君
総務管理室長		石井 肇 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増田 光俊	書	記 醍 醐 陽 子
---------	-------	---	-----------

…………… 開 会 ・ 10時00分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

暑い方は上着を脱いでもらって結構ですので。

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成27年第5回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番 笹生久男君、
10番 笹生正己君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件につきましては、去る6月12日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されており、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 三国幸次君。

〔議会運営委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（三国幸次君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る6月12日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成27年第5回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議いたしましたので、報告いたします。

今定例会の会期は、本日から24日までの6日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、請願1件、発議案3件、町長提出議案7件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めたのち、一般質問を行います。さらに請願第1号について上程し、産業常任委員会に付託して、散会といたします。

20日から23日までの4日間は議案調査のため休会とし、24日は午前10時から会議を開き、発議案第1号から議案第7号までを、順次上程の上質疑、討論、採決をお願いします。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には笹生正己君、鈴木辰也君、渡邊信廣君、青木悦子君、田久保浩通君と私、三国幸次の6名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁を含め60分以内とし、その内、1回目の質問時間は15分以内で、再質問は一問一答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から24日までの6日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には6名から通告がなされております。

一般質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で回数は定めないといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から24日までの6日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

本日、ここに平成27年第5回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げます次第であります。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、7件ありますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、千葉県の子重度心身障害者、障害児、医療給付改善事業費補助金交付要綱の改正にともない、鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正をしようとするものでございます。

改正内容は、これまでは、医療費の助成を役場の窓口で申請する必要がありましたが、平成27年8月からは、重度心身障害者医療助成受給券を提示することにより、医療機関の窓口で清算されることになりました。

議案第2号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、介護保険法の改正によりまして、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の第1段階の保険料率の改正を行うため鋸南町介護保険条例の一部改正をしようとするものでございます。

議案第3号「工事請負契約の締結について（鋸南町都市交流施設屋外整備工事）」でございますが、去る、6月10日に指名競争入札により、入札を執行した結果をもって、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号・議案第5号は、「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、

本年6月30日と9月30日をもちまして、2名の人権擁護委員さんが任期満了となります。

つきましては、2名の方を人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出するものでございます。

議案第6号「平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、今補正予算は歳入歳出それぞれ2,678万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を40億3,120万円とするものでございます。

主な歳出は、5月議会臨時会での条例改正による議会議員の報酬5%削減により「議会費で議員報酬等229万1,000円の減額」、企画費では一般コミュニティ助成事業助成金240万円、都市交流施設整備事業費では急速充電設備設置工事820万円、賦課徴収費では町税還付金202万5,000円、介護保険費では、介護保険特別会計繰入金286万2,000円、中学校管理費では、エアコン取替工事費85万6,000円、民俗資料館費では、歴史民俗資料館30周年事業費994万6,000円であります。

歳入については、国・県補助金などの特定財源以外では、財政調整基金繰入金369万円をお願いいたしました。

今補正後の財政調整基金残高は5億123万1,000円を予定しております。

議案第7号「平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」であります。今補正予算は歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を11億6,885万1,000円とするものでございます。

補正の内容については、歳入は、介護保険料率の改正による介護保険料の減額269万円と事務費繰入分を含めた、一般会計繰入金で286万2,000円であります。

歳出は、介護システムの改修費17万2,000円と保険料減額に伴う財源変更でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、都市交流施設『道の駅 保田小学校』の登録証伝達式について、御報告申し上げます。

去る5月18日に、役場におきまして、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所から『道の駅 保田小学校』の登録証が伝達されました。

本事業は、皆様御承知のとおり、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受け、新たなコミュニティの核として、また、都市と農山漁村の交流拠点として、保田小学校を活用する町のメイン事業であり、4月15日付けで、正式に道の駅として登録をされました。

現在、着々と工事が進められており、今後は直売所の名称を公募するなど、オープンに向けて、全力で準備を進めてまいります。

次に、役場窓口でお納めいただいた県税の取り扱い状況について、御報告申し上げます。

本年6月2日現在で、自動車税 340 件 1,187 万円、法人事業税 2 件 11 万 4,800 円、法人県民税 6 件 13 万 7,482 円、不動産取得税 1 件 4,700 円、合計 1,212 万 6,982 円の取り扱いとなりました。県税取扱手数料の 2 % が町へ繰り入れされることから、24 万 2,540 円が繰り入れされることとなります。

町民の皆様の御協力に感謝申し上げます。

次に、530 運動について御報告申し上げます。

去る、5 月 23 日に行われました 530 運動であります。町民の方々の御協力をいただきまして、町内全域がきれいになりましたこと、この場をお借りして感謝申し上げる次第であります。

この運動により、可燃ゴミやビン・缶等を含め、5,960 キログラムのゴミが収集されました。今後も、町民協働による環境美化推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、鋸南クロススポーツクラブ主催によります第 6 回きよなんヒルズマラソンが、去る 6 月 6 日、東京都勝山学園をメイン会場として、開催されました。

当日は、日頃から走り続けているランナーをはじめ、子どもさんからお年寄りまで 1,219 名のランナーが参加され、皆さん、鋸南町の豊かな自然を満喫しながら、気持ちの良い汗を流したと伺っております。

これからも町の特色を活かしたスポーツの振興と、交流人口の増加に、御尽力いただけることを期待しております。

次に、鋸南町観光協会主催によります、第 29 回鋸南町白キス沖釣り大会が、去る 6 月 14 日に、中央公民館を大会本部として開催されました。

当日は、188 名もの太公望の参加を得て盛況に終了したと伺っております。今後多くさんの方が、参加していただける事業の開催を期待しております。

次に、第 34 回安房支部消防操法大会が、6 月 21 日に、鴨川市陸上競技場駐車場で開催されます。

本年度は、鋸南町からは第 3 分団が、鋸南町消防団を代表いたしまして出場しますので、皆様の御支援・御声援をよろしくお願いいたします。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたりまして、7 月 1 日に夏期観光安全対策会議を開催いたしまして、その後、鋸南町観光協会が、保田海岸で「海開き祈願祭」を開催いたします。

今年度は、5 つの海水浴場を開設し、その開設期間を、8 月 1 日から 8 月 16 日までの 16 日間とする予定です。

多くの観光客が訪れることを願っております。

次に平成 26 年度医療法人財団 鋸南きさらぎ会の決算について、御報告申し上げます。

去る5月25日に医療法人財団 鋸南きさらぎ会理事会を、5月28日に評議員会が開催され、同法人の決算が承認されました。

平成26年度の実績であります。入院患者数については、休床していた3階の病棟を改修し、平成26年10月に療養病床として開設したことにより、前年度比1,001人増の1万1,352人、9.7%の増となりました。

また、外来患者数については、前年度比974人減の2万1,220人、4.4%の減となりました。

なお、療養病床の開設に向けて、看護師等を、準備段階より早めに雇い上げたことなどから、同法人の純損失は1,856万690円となりましたので、御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、確認したい点はございましたらお願いします。

○議長（伊藤茂明）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎10番 笹生正己 君

○議長（伊藤茂明）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は一般質問一覧表のとおり、6名から通告されております。

初めに、笹生正己君の質問を許します。

10番 笹生正己君。

[10番 笹生正己君 質問席につく]

[ベルが鳴る]

○10番（笹生正己君）

私は、今定例会に先立ちまして、4点に分けてありますけれども、「町長の所信について」1件、通告してありますので、質問させていただきます。

町長は先月の初議会において所信を述べられました。

引き続き財政再建に取り組む。都市交流施設を地方創生のメインとすべく努力する。桜は認知されてきており、活力ある町民全体が光り輝くようなまちづくりに努める。そのためには、町の環境を良い状態に保っていく。以上のような内容でしたが、具体的にこの4年間の所信を伺いたいと思います。

次の点ですけれども、都市交流施設の収支計画の利用人数、町への還元率、経済波及効果等これで良いと考えているのか伺いたいと思います。

次に、確かに頼朝桜は認められてきていると感じます。植物を植えたら、その管理が必要であることも事実です。桜切る馬鹿という言葉がございしますが、必要に応じて剪定もしなければいけないと考えますがいかがですか。

続いて、「環境を良い環境に保つ」という言葉について、説明願います。

以上、最初の質問を終わります。具体的に説明願いたい。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君の質問について、町長から答弁願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

笹生正己議員の一般質問に答弁をいたします。

「町長の所信について」お答えします。

御質問の1点目の、「この4年間の所信を詳しく伺いたい」についてでございますが、まず、財政の再建に関してですが、一時の危機的な状況からは脱したものの、未だ返済すべき起債などの借入金45億円余りで、健全な財政状況とは言い難い状況にあります。加えて、歳入面では人口減少などに伴う町税の減少、歳出面では医療や介護、保険などの社会保障関係経費の増加要因、広域的な大規模事業に対する費用負担、公共施設等の維持管理経費など、中長期的な展望に立った財政状況は依然厳しいと言わざるを得ません。

今なお、町の特別職、職員は給料等の削減を行っており、議員の皆様にも報酬の削減を御提案いただく中、町民の皆さんには、環境整備などを自らの地域で行っていただくなど、行政経費の削減に向け、御理解と御協力をいただいております。

今後も、町行政と町民の皆さんが相互に理解し合いながら、行財政における歳出の削減を進めるとともに、町税、使用料、財産収入など自主財源の確保に努め、財政の健全化に取り組んでまいります。

次に、都市交流施設であります。計画当初から御説明を申し上げますとおり、農漁業や商工、観光業の振興と、地域の活性化を図る起爆剤、拠点となるよう整備を進めてまいりました。

まだまだ説明が不足している部分もございしますが、町民の皆様方の御理解をいただく中で、直売所へ出荷する生産者や商工事業者、またテナントとして出店する方、さらには施設運営などに参画する方々が揃い、12月のオープンに向け、特徴的かつ効果的で、地域の皆さんの利便性も高まるような施設運営、イベント開催などに向けて、協議を深めていただいております。

また、施設整備では、設計監理事業者を中心に、増改築工事が計画どおり進んでおり、

その他関連工事等も順次発注を行っている状況でございます。

この施設では、町行政が施設を整備し、その施設を町民の皆さんとともに利活用を図っていくコンセプトのもと、施設の機能などについて検討を図ってまいりました。

地方創生の理念に重なりますが、この施設を整備することにより、“ひと”“もの”が集約され、今までにない取り組み、町民お一人おひとりが思い描いていたことが実現可能となっていると思います。生産者の関係では、“もの”がこの施設に集約することにより、新たな販路の拡大や加工など6次産業化の取り組みも加速いたします。また、“ひと”が集まることにより新たなコミュニティが構築され、都市住民に対する体験メニューなど新たなサービスやビジネスの提供が可能となってまいります。もちろん、都市交流施設、道の駅としての基本的な機能をもとに、施設運営を行っていくわけですが、施設運営に携わる関係者、地域の住民の皆さんで、施設内の利用方法や販売品目、提供するサービス、さらにはイベントの開催など創意工夫を凝らすことによって、あらゆる可能性を秘めた施設に進化していくことが期待されるわけであります。

そのような観点から、地方創生の拠点、起爆剤となるものと申し上げております。

次に、町民の皆さんが光り輝くようサポートすることに関してであります。「町政の基本は町民が主人公である」は、私が町長に就任当初からの信念でございますが、このことを基本に“役場”という行政の役割を強く認識し、職員一人ひとりが日常の業務や事業を執行する上で、町民の皆さんをサポートする姿勢、体制を整えたいと考えております。

地域や個人が実際に活動している取り組みや、思い描いている産業の振興や地域の活性化、あるいは生活環境や教育など、様々な分野での構想を実現することが、鋸南町を活力ある、元気にする“鋸南創生”であります。

そのためには、職員の意識改革や組織体制の強化など、町民の皆さんの目線で、共に行政運営を進めていく仕組みを整える必要があると思っております。

次に、町の環境に関してであります。鋸南町が桜などの花木の植栽によってまちづくりを進めていることは周知されつつあります。

これからは、その景観をさらに向上させていくことが大切で、そのためには周辺環境も含めた維持管理が必要となってまいります。

具体的には、観光スポットや道路周辺での花木による演出、放置ゴミの処理、雑草等の草刈りなど、観光地として、訪れる皆さんに快適な空間を提供していくことだと思っております。

職員はもとより、地域の皆さんに御協力をいただく中で、官民協働の取り組みを推進してまいります。

御質問の2点目の、「都市交流施設の収支計画の利用人数、町への還元率、経済波及効果等これで良いと考えておいでか伺いたい」についてであります。今回お示しをした利用人数は、指定管理者が収支計画を算定する上で、道路の交通量や周辺類似施設を

参考として、27万人と設定をいたしました。

この事業のために策定した平成25年度の実施計画では、37万人の入場者数と仮定をいたしましたので、その想定人数からは10万人の減少となっております。

お示しをした利用人数は専門的に検証したものではありませんので、その妥当性を判断することはできませんが、一般的に事業を行う上で計画する収支では、収入は過小に、支出を過大に見積もることが原則でありますので、想定目標として設定することに異存はございません。

次に、町への還元率ですが、やはり実施計画では、公共的な部分、非営利の機能があることから、施設全体では800万円ほどの赤字、町からの補てんを必要とする試算となっておりますので、施設運営が軌道に乗った時点で黒字化し、その一部が町に還元されることは歓迎すべきところであります。

最も理想とするところは、施設整備に係る町の一般財源を全て補填することではありますが、これは今までの施設整備の事例からも現実的ではありません。できれば後年度に見込まれる修繕などのための費用に充当できればと考えております。

次に、経済波及効果等ではありますが、本年3月の定例議会において、小藤田議員からの御質問を受けましたことから、独自に算定をしてお示しをさせていただきました。

開業前の施設整備費に起因する効果と、開業後5年3カ月の間接的な経済効果、さらには新たな来訪者の町内消費を見込んだ間接的な経済効果を合算して、概ね10億3,000万円の効果額を想定したところでございます。

職員をもって算定したものであり、適正であるかの判断は、専門家に委ねる必要があると思っております。地域内消費を町外に拡大することや、交流人口の増加による消費拡大を図ることで、大きな経済効果をもたらすものと期待をしております。

その効果を実現するためには、施設整備や機能の充実を図ることのほか、直売所での品揃えの充実、テナント店舗での特徴的なメニュー構成、町内での体験メニューの充実拡大など、関係者による積極的な取り組みが不可欠となっております。

施設の準備段階のみならず、開業後も含め、指定管理者とともに特徴的な施設運営を心掛けてまいります。

御質問の3点目の、「川沿い、そしてまた道路沿いの頼朝桜の枝の剪定はどのように考えるか」についてであります。現在、町内には約1万6,000本の桜が植栽されており、その内の約3,300本については、臨時職員を含む町職員によって維持管理を行っております。

その視点から、植栽から約13年を経過している頼朝桜は、道路上に枝がはみ出し、通行に支障をきたす場合も出てきている現状から、日常の管理の中で確認し、また、時には地域の方々からの連絡を受け、随時剪定等の対応をいたしております。

今後も計画的に巡回を実施するなど、対応を図ってまいりたいと考えております。

御質問の4点目、「『良い環境に保つ』について、具体的に説明願いたい。もし、不法

投棄や産業廃棄物についても含めているなら、産業廃棄物について、どのような考えをもっているのか伺いたい」についてであります。私が町長に就任以来、エコガーデン構想に基づく花木の植栽を進めてきました。温暖な気候を利用して、訪れた人にやすらぎと感動を与えられる町にするということを目指しておりますが、これと併せまして、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには行政の施策だけでは、住民の皆さんに。

施策だけではなく、住民の皆さんによる創意工夫と活動によって、町を活性化させていくことも必要と考えております。

その一つの方策として住民の皆さんの活躍の場である、都市交流施設活用があらうかと思ひますし、町の経済・産業の発展に資することを大きく期待しております。

このようなことから、環境と経済と産業と教育と文化等あらゆる面でも向上していくことを目標とし、相乗効果により全体を「良い環境に保つ」と考えております。

また、御質問によります不法投棄につきましては、実際にあつてはならないことであり、現在の対策として8人の不法投棄監視員さんを委嘱し、併せて本年度より環境監視員2名を雇用し監視体制を整えており、事案の発生時には早急な対策を講じる必要があると考えております。

次に、産業廃棄物に関しましては、仮に町内での処理施設設置受入れの是非を検討する状況になつた場合につきましては、議会、地域住民の方々と十分な協議、検討を行った上で、対応を図りたいと考えております。

その他、産業廃棄物の取り扱いにつきましては、排出事業者に対し、廃棄物処理法やその他関連法令を順守し、適正に処理することを指導し、生活環境を清潔にすることに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図つてまいりたいと思ひます。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君、再質問はありますか。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

詳しい説明、ありがとうございました。

最初の点ですけれども、財政を加味していく上で予定されている事業は当然かかる経費、負担の予想はしていると考えます。広域的な大規模事業に対する費用負担と答えられましたが、燃焼方式が決まった広域ごみ処理施設並びに中継施設がかなりの負担金額になると想定されます。以前の案では、均等割り 10%人口割 90%です。これでいくと工事費が現在物価版より高くなっている時で、ごく大雑把に見て、鋸南町の負担は10億を超えと思ひますが、町の試算はどれくらいになっているのかお答え願ひます、

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

広域のですね、平成 24 年度、省令の財政計画という広域で作成したものがございます。その中でですね、事業費、広域ごみ処理等も含めた、広域で扱う事業費のシュミレーションが出ておりますので、申し訳ありませんちょっと手元にですね、その、財政計画の資料がございませんので、ちょっと今具体的に鋸南町の負担ということではちょっとお答えできませんけれども、広域で作成しました財政見通しの計画がありますので、それらに基づいてですね、町の方では財政計画を立てていくという形になろうかと思えます。

また事業はですね、大きい事業ですのでこれは具体化して事業費等が確定してくると思えますので、その段階で随時ですね、見直しをしていくということが必要になると思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

今財政推計もしていなければいけないっていう、私の質問でも聞きましたけれども、かなりの大きな金額になります。全体で 200 億を超える事業費ですんで、そういうある程度の試算は腹の中にあってもよかろうかと思って質問した次第です。特に財政については、細かく聞く必要はありませんので、依然厳しいと町長の答弁にありましたように、中長期的に見ると直接触れてはいたしませんが、教育施設、これも考えているようですし、これからの財政運営、かじ取りをよろしくお願い申し上げて次の質問に移ります。

まず、都市交流施設についてですけれども、想定 27 万人の入場者数と答えられました。想定ですから、他の施設、同様の施設等の数を参考にしたり、希望的観測が入ってもいいかと私は思います。それについてはとやかく言うつもりはありませんし、わずかな違いと言われればそうなんですけれども、2 月 19 日の特別委員会協議会の資料は数字が全然違ってきますけれども、どうしてでしょうか。

手元がないようなので、その時は、27 年度、これは 12 月オープンで 3 月までですよ。この時は 9 万 3,690 人、これは委員会協議会で示されたものです。28 年度が 1 年間で 27 万 6,000 人、28 年度が 28 万 2,000 人、それからずっと 28 万 8,000 人です。

これで 27 万っていうのがどこから出てきたのかっていうことを聞いているんですけども。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

27 万人につきましては、国道 127 号線を 10 万 7,354 人、これにつきましては、178 万 9,230 人通行しているということの 6%をみております。

それから館山道につきましては、221万9,200人の6%という形で、13万3,152人、ばんやさんの方で52万1,472人、そのうちの5%という形で2万6,074人というようなことの根拠の中で27万人というような数値をはじき出しているということでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

あまりくだらない質問なんで、これは27万と28万8,000と、その、見解の相違でしょうから、その経緯の経過は聞いておりますんで、わかっておりますけれども、この前説明受けたのと違うんじゃないかっていうことを聞いているわけです。

あくまでも計画ですが、収支計画を見て、私が言いたいのは、入場者数を増やしていく努力、あるいは、観客の、観客じゃない、失礼しました。

客単価を増やしていく努力はしないのかということですよ。

3年後からずっと同じ人数ですよ、想定しているのが。想定ですから、予想ですから、努力してこの施設をうまく運営していこうとしたら増えていって当たり前だと思うんですよ。

それがずっと同じ人数になっているのはどうしてですか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

27年度につきましては、27万人という想定でございますが、28年度につきましては、1.02、2%増員させてですね、27万6,000人、29年度には、それにまた2%増員で28万2,000人、30年度につきましては、やはり2%で28万8,000人というような形で見込んでおります。

それ以後につきましては、当然努力してですね、増やしていくということでございますが、まあ、今現在のところ31年、32年につきましては、平成30年と同じような形でとらせていただいたところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

私は努力していく姿勢、段々段々増えていって当たり前じゃないですか。それが2年間増えてもそれからずっと頭打ち同じ数字が載っているから聞いているんですよ。これもそれ以上答えられないでしょうから、様子を見てっていうことでよろしいんですよ。様子を見てそれから修正していくということでもよろしい、受け取ってよろしいかと思

ます。

完全に公の部分は情報コーナー、それと原っぱ、しいて挙げれば、トイレではないでしょうか。その人件費、と管理費だと思います。町が大家という考えなら計算がおかしいという方がおられて、町がアパート建てて運営を任せて他人である運営者に収入が入るようなもんじゃないかって言う方がおいでになります。

10億円の費用をかけ、施設を整備し、5年あまりで4,000万払ってプロに運営を任せ、もう少し町財政にプラスになっていいと思う人はかなりおいでになると思います。

その方々に対する説明をここで伺います。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

それではちょっと私の方から、まずあの、収支の見込みでですね、利用人数が固定されて増えてないんじゃないかということでございますけれども、これ指定管理業者の方がですね、事業提案の中で当然財政推計と言いますか、推計をするわけですけども、過大にですね、あまり収入を見込むということは、抑えめの見込みで収支を立てていると理解しております。当然ですね、来訪者等の増加についてはですね、いろいろな政策を打つ中でですね、増加していくことは、取り組んでいくものでございます。

それと後、町の施設、投資して町の財政上にも寄与しないんじゃないかというようなことでよろしいですか。

例えばその、公の部分につきましては、本来その指定管理者とは別にですね、町が個別に管理すると言いたします。そうしますと、情報コーナーあるいは子ども広場等ですね、直接的な人件費の面でいけばその部分のものが、あるいは光熱水費等かかると思います。

それはもう初期当初の計画のシミュレーションの中で多分そこら辺が800万くらいの町の負担になるんじゃないかということは当初の計画の時にお話をさせていただいたと思っております。

したがいまして、そこの部分を含めてですね、町が本来負担すべきであろうものも含めて全て今回指定管理の方に、事業の方を委託しておりますので、委託しております。

それで、その収支の中で利益が出たものについては一定の割合で町の方に納付をしていただくという形になっておりますので、決してですね、その、事業者、指定管理者のためにやっているということではなくて、その施設を使って町民の皆さんあるいは事業者ですね、当然経済活動をしていただいて、利益になっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

今の答えは、私の予想では、経済波及効果があつて、町民のためになるからそれでいいんだって答えられるつもりだったんですよ。それで、次の質問につながるつもりだったんですけども。

経済波及効果、この中に2億、工事費と備品整備費を入れてあります。入れて、3月議会で答弁されました。この施設整備や備品購入は、私は効果に入れるべきではないかと考えます。

人の財布のことですし、内部留保にすればその会社が、内部留保にすればゼロと同じです。町の仕事、町のことで事業で、その町の仕事をとったら、備品を発注、入札でとったら2割儲かるって、こういうことをおっしゃっているのと同じです。払う責任者の町長が私は言うべき、言うのはいかがなものかと考えますがいかがですか。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

まああの、経済効果の捉え方がですね、それぞれ違うと思うんであります。

私はですね、町内で例えばですね、行政の方からお支払するものですね、町内の業者さんに払ったということであれば町内で経済効果が出たというような判断が多少はできるんじゃないかと、そんなことを思っております。

とにかく、経済っていうのはお金を回す話でありますから、町内でお金をですね、回すことができればですね、その地域の中の経済効果というような、私は捉え方を、そうさせていただいております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

経済効果という言葉には私はそぐわないと、私は考えますけれども、それは見解の相違ですから、それ以上言ってもなにもならないと思います。

前年度、今年の3月末までですけども、千葉県全体の直売で、その前年比プラスになった施設はたった二つだそうです。

それで一つは鋸南にあるんですけども、この鋸南を除けば、この一施設を除けば、1カ所だけだそうです。プラスになったのが。お隣の施設は、だいぶはやっているようですけども、震災後9割に落ち込みました。その9割が1年・2年・3年続いて、ちょっと景気が良くなった。中央の景気が良くなったということで、もち直してきたかと思つたところで、有料道路の料金、これ割増しが少なくなったということですけども、実質上の有料道路の料金が値上げと同じです。それでまたそこに落ちちゃったそうです。このような時代に鳴り物入りとはいえ新規オープンするわけですが、よほどのインディ

ビジュアルがなければ太刀打ちできないと感じます。私どもも予算に賛成したわけですし、できて良かった、つくってもらって良かったと後々言われるように指定管理者と共に特徴的な施設、そのように答えられましたけれども、努めていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

正にですね、笹生議員おっしゃるとおりでありまして、笹生議員さん今ですね、直売所の千葉県の中で、前年度比でプラスになったところが2カ所しかないという話をされましたんで、まああの、それは確かにそうかもしれません。が、しかし、我々の町の中でですね、現在事業として進めている保田小学校規模のですね、新しい雇用の場と言いますかね、そういう経済活動をするところっていうのは今の段階では保田小学校しかないわけですから、我々が直接ですね、まあ、いままではですね、町はほとんどが住民サービスと言いますかね、住民の皆さんに必要なものを施設でもそうですし、学校施設もそうですし、道路もそうですし、さまざまなことですね、どちらかと言えば、経済的なところにはですね、あまり投資ができなかった状況があるわけでありまして、まあ確かにあのいろんな一次産業の補助事業等はですね、経済的な部分での投資ということになろうかと思いますが、直接、町民の方々に広くですね、広く経済活動をしていただきたいというような視点の中での投資の仕方はなかったわけでありまして、今回はですね、それこそ、笹生議員さんおっしゃられるように、議員の皆さんもそうですし、町民の方々もそうですし、行政の職員もそうですし、それぞれ全力を挙げてですね、一つの方向に向かってですね、少しでも我々の町の経済を広げていこうという考え方がございますので、なお一層のですね、お力添えを賜ればと、そんなことを思います。

○議長（伊藤茂明）

ここで、先ほどの笹生議員の広域ごみ処理施設の町負担について、答弁をお願いいたします。

総務企画課長菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

申し訳ございませんでした。

平成24年度の安房広域事務組合からのですね、将来推計を見ますと、事業費の方が、粗大ごみ等入れまして260億8,694万円。それに対しまして、平成24年から33年までの鋸南町の負担額は5億408万7,000円という試算が出ています。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

5億ということで、私がおおざっぱに計算したその半分ということです。

いくらか気は楽になるところであります。次の質問に移ります。

今年は保田川沿いの桜が報道されたこともあって、何台もの車が大帷子上の荒田橋を渡ったところに停まって、散策していたり、デジカメやスマホで写真を撮っている方々をよく見かけました。

中には県道へ車を停めて降りる方がいたので向こう岸行ってくださいって言ったら、すぐにその方は車に乗り込んで荒田橋を渡りました。

車は人が運転しているんで、県道では人に迷惑になるよってわかったら移動してくれますけれども、桜の木はそうはまいりません。樹木は年々太く大きくなります。

県道に枝が出ていて、大型バスやダンプはセンターラインをかなりオーバーして走ってくるので危ないという方がおります。

見に行きました。保田方向に向かう大型バスあるいは大型、まあ、ダンプは何台も通ってましたけれども、それを待って、バス停のところで待って、その後を付いてきました。そうすると、ガードレールより、私測ったら、70センチから80センチ、ガードレールから道路に出ているんですね。それで、歩道があるわけじゃない、そんな広い道じゃない大型にしてみれば。

この桜の枝を避けるようにやっぱり、センターラインをかなりオーバーして走っていました。会社の名前言っても、これ大きい会社ですんでいいでしょうけれども、クラブツーリズムのバスはかなりオーバーして走っていました。

このように、危険とを感じる人が実際にいるわけですね。その方は草刈り、その桜の根本の草刈りをしている人に枝も切ってくれと頼んだそうです。そうしたらうちは、この桜の、枝を切る立場にないんで、他に言ってくれって言われたそうです。

町長の答弁にありました町の職員が管理しているとありました。町に言って切っただけ。このように理解してよろしいんですね。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩君）

そのような理解でよろしいかと思えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

ガードレールからミラー一分を余計に切るような管理をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

産業廃棄物の清掃に関する、処理及び清掃に関する法律に、「産業廃棄物とは」と規

定されています。また、政令で定める、定めのないものについて、平成 11 年に最高裁の判決を見ると、自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になったものと定義した上で、これに該当するか否かはその性状など、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決する、としております。

ところで、鋸南中学校の駐車場の南側、プールの南東側に積んである土砂はなんでしょうか。私が見る限り判例にも法にもよらなくても、明らかに産廃ですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

ただいま議員御指摘の土地、土砂についてお答えをいたします。

これはですね、鋸南小学校南側にあります県道を挟んで 6・70 メートル奥に入った、下佐久間 3916 番地の土地に関してでございますが、ここで平成 23 年度に小学校前の県道における水道工事の配水管敷設工事で発生いたしました公共残土をこの土地に、営農状態の向上のためということで、埋め立てた農地、ここに関する土地の、搬出したものでございます。

ここの、ここのですね、下佐久間の土地につきましては、小学校管理特別教室棟を建設する期間中をですね、職員の先生方の駐車場が確保できないということから、その農地を 24 年の 8 月に農地の一時転用申請をさせていただきまして、この 3 月までいっばいを期限とした転用許可をいただいて駐車場として使用してまいりました。

この土地に関して、この一時転用の期限が切れるこの 3 月の中旬でございますけれども、町直営で埋め立ててある土をですね、教育課の職員、また地域振興課の職員で、直営で農地に復元いたしました。その排出残土、私どもは 350 立米ほどと見込んでございますが、それを鋸南中学校の今御指摘のプールの東側、にあります駐車場と、山の斜面の間にある緩衝地帯に運ばせていただいたものでございます。

この目的と言いますか、この緩衝帯と俗に申し上げますけれども、なかなかあの、15・6 メートルの幅員で、結構広い状況になりますが、なかなか管理が行き届かず、雑草などで荒れた状態に近いということで、イノシシなどの痕跡もみられることから、将来的にはここはきれいにさせていただきたいという考えをもっておりました。この度の、この駐車場としてお借りしていた土の部分ですね、内容を吟味いたしまして、ここでの、緩衝帯での整地に活用可能であるとの判断からですね、この 3 月に中学校へ搬出をさせていただいたものでございます。

現在一時仮置き状態となっておりますけれども、今後できるだけ早い時期にですね、この緩衝帯部分への整地をさせていただこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

私は明らかな産廃だと申したのは、中に鉾津の固まったもの、30 かける、30 センチかける 10 センチかける 10 センチくらいのもの。あと大きさはまばらで、あと、アスファルトガラ、それとブルーシートの破片。こういうのが混じっていたから、明らかな産廃と申したままで、それでその後を見ると、鉾津がめちゃくちゃ増えているんですね。その後という、私は4月の中頃最初に見ました。それで言われたんですよ、ここは風の強い、大六の中でも山と山が狭まり、特に風が強いと思われる場所なんだよ、その奥にはハウスで花卉栽培している方が多いと、あそこに置かれたらガラスのハウスが、汚れがずいぶん違ってくるんだよという方がいたから私は見に行き、補足ですけども、400 立米、計算上は 402 立米になりました、私は。

それで、町がやるには法的にはまあ、産業廃棄物だから法的にもちょっとおかしいなと思うんですけども、町は地元の人に説明もない、まあ、町内では、あそこへ持っていくというような、学校とか、そういうのは承知しているんでしょうけれども、周りの人、このように迷惑がかかるかもしれないところに置いたっていうのは問題だと思います。

これを一般の事業者なら始末書じゃすぎないと思います。実際ちょっと置かせてくれと言った、この町内のある会社の方がいいよと言ってちょっと置いただけで県から指摘を受けたそうです。それで始末書を書けということで始末書を書いたらお前の印じゃだめだ、サインじゃだめだとさんざんやられたそうです。また、私の知っている会社で、木更津で逮捕されたこともありますし、私自身県の立ち入りがあつて、実際はうちの、私、弊社の会社の土地じゃなかったんですけども、コンクリート片が1個見えました。それでその県の職員がぼろくそ私に言いました。あれは産廃じゃないか、すごい、そのような言葉じゃないです、もっと言われました。それをまあ、うちの土地じゃありません。その持ち主の土地に、その方が家の裏を改築するんで、家の裏の土砂を持ってきたと聞いておりますよって言ったら、それはもう黙ってしまいましたけれども。

その方の件じゃないですけども、公は随分自分に甘いと思いますがいかがですか。先ほど、職員の意識改革や組織体制の強化と申しておりますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

確かにあの、先ほども意識改革の話をさせていただきました。例えばですね、私が最後まで承知をしておりますが、他の方にですね、御迷惑がかかるというような場所ですね、そういうものを置くとすればですね、これは当然あの、飛散をしないような形

をとらなければならないことをございますので、早急にですね、飛散をしないような形をですね、整えさせていただきたいと思ひますし、今後、こういうことをですね、行く時にはですね、まあ、それぞれ職員でありますから、いろいろな意味で配慮の足りないというんですかね、部署部署によってですね、考え方の相違等もあると思ひますが、いづれにしても管理をする側がですね、きちっと仕事をさせるということを徹底をさせていただきたいと思ひます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

私が最初に見たのが4月中旬です。それで、5月の連休明けで見た感じが全然違ったんですよね。教育課長に聞いたら、3月でその仕事は終わっているよということでしたけれども、その最初に見た時と連休明けで全然違うんですよ。鉾津のまあ、長径が50センチくらいあるもの、ゴロゴロゴロゴロ大きいのがいっぱいあるんですよ。これは、私は役場でやったのかなと思ひていましたけれども、どうなんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

教育課長 前田義夫。

○教育課長（前田義夫君）

今の議員さんの方から、ゴロゴロしたものがあるよということで、私御指摘を受けまして、現地を見てございます。

このですね、議員さんおっしゃいましたように、私どもの作業は、3月の27日で完了しておりまして、大変申し訳ありません、それ以降、教育課としてはですね、その現地の状態を、確認をしきってなかったということをございますが、そういったものがあるという認識は御指摘を受けるまで認識はございせんでした。

ただ、その、私どもが運んだもの以外のもののような気もいたしますので、ただその辺のところについては、だれがどう、どのような連休前後に何かの行為があったのかあるいはなかったのか、はっきり申し上げられせんので、このですね、状況につきましては、様子をですね、できるだけ把握するように、これから努めていきたいと思ひている状況でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

この産業廃棄物の種別の中で見ると、鉾津は単独で鉾津と載っています。それだけ他のもの、まあ同等なんでしょうけれども、産廃としてはかなり重要視されているというか、そういうものなので、これは一般的には道路の下層路盤か、そういう所しか使

わないです。

前にやり直した公民館の駐車場は、あれは広いんで鉦滓か転炉さいを使ったかと思えます。いずれにいたしましても、鉦滓がなかった所にあるってということで、まあ、最初も少しはあったんですよ。あったけどあんなにはなかった。上にも散らばっている。それは、本来でしたら警察に届けて調べてもらおうということ。前に伺ったら、教育課長打ち合わせで伺ったら、これなら問題ない土を持って行ったってことですんでね。あんなに鉦滓が見える、ゴロゴロしているやつじゃなかったですよ。私も最初はそのように見ました。それが変わっているんでね、これは調査して、適切な対処をしていただきたいと思えます。

この町ではね、豆乳の絞りかすって言っていた人がいましたけれども、保田川に捨てられました。同時に元名三八津地先にも4トン車何台分か、捨てられたこともあります。これは不法投棄だったです。この時も大きな問題になりましたけれども、基盤整備による町有地に町の廃棄物を埋め、その土地を利用した際に、利用しようとした際、確か4・50万だったと思えますけれども、廃棄物をより分けたのを覚えておいでだと思います。また、産廃と知っていて、ある町内の場所から、違う所へ移動して埋めた時、この時職員呼んだんですけれども、町がやったことと同じだからいいんです、と平然と答えました。

業者にコンプライアンスを求めるなら、それ以上に町自身がいい加減なことを指摘されないよう、お願い申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

以上で笹生正己君の質問を終了します。

ここで暫時休憩としまして、11時20分から再開いたします。

…………… 休 憩・午前11時12分 ……………

…………… 再 開・午前11時20分 ……………

◎一般質問

◎7番 鈴木辰也 君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、鈴木辰也君の質問を許します。

7番 鈴木辰也君。

[7番 鈴木辰也君 質問席につく]

[ベルが鳴る]

○7番（鈴木辰也君）

私は、防災対策について、自転車の危険運転に対する改正道路交通法の施行に対する町の対応について、まちづくり地域活性化についての3点を質問いたします。

まずは、防災対策について質問します。

5月は、全国各地で自然災害が多発しました。

岩手県・福島県・鹿児島県・埼玉県北部を震源として茨城県、また小笠原諸島西方沖を震源とした地震が発生しております。

また、箱根山・口永良部島・桜島の噴火など火山活動も活発化しています。いつどこで発生するか分からない自然災害。防災対策については、日頃より一人ひとりが防災に対して意識をもつことが大切だと考えておりますけれども、町としてもやらなければならないことがあると考えます。

そこで、避難行動支援者名簿の作成はどのようになっているのか。今年の避難訓練はどのように行おうと考えているのか。自主防災組織の立ち上げについてどのように考えているのか、お伺いします。

次に、自転車の危険運転に対する改正道路交通法の施行に対する町の対応について質問いたします。

危険な運転を繰り返す自転車利用者に安全講習を義務付ける改正道路交通法が6月1日に施行されました。

道路交通法が改正されたことに対し、町民、小中学生に対し、町・教育委員会はどのような対応をしたのか。また、これからの対応についてお伺いします。

最後に、まちづくり、地域活性化について質問いたします。

これからの鋸南町のまちづくり、地域活性化の施策を町だけではなく、農業・漁業・商工業・観光業に関わっている方々、さらに言うと鋸南町民、町と一体となって考える仕組み、話し合い考える場を設ける必要があると考えます。

町長の考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

1件目の「防災対策について」お答えをさせていただきます。

御質問の1点目、「避難行動要支援者名簿の作成はどのようになっているのか」につ

いてであります。平成 26 年 4 月 1 日に施行されました災害対策基本法の一部改正によりまして、市町村長は災害が発生をし、または災害が発生をする恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものの把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、生命、又は身体を災害から保護するために、必要な措置を実施をするための基礎とする、“避難行動要支援者名簿”を作成しておかなければならないこととなりました。

併せて、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針も作成をされたところであります。

東日本大震災では、被災地全体で亡くなられた方のうち、65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上ったことから、避難行動要支援者名簿の重要性と、その名簿を活用した実効性のある避難支援を行わなければならないと痛感をしているところであります。

平成 26 年 12 月定例会において、要支援者に関する名簿は、介護や福祉の通常業務を通じて作成したもののみを保有している旨答弁をさせていただきました。

現在、避難行動要支援者の抽出作業にとりかかっておりますが、東日本大震災の実例では、個人情報保護の観点から、手上げ方式の名簿となっていたことから、名簿に載っていない方の安否確認が取れなかったという課題も生じております。

従前は、手上げ方式により同意を得た方を名簿に掲載することとなっておりますが、今回の災害対策基本法の一部改正によりまして、災害発生時、又はその恐れが生じた場合には、同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を関係機関等に提供することができることとなったわけであります。

このような改正を受けまして、今後の名簿作成にあたっては、町が保有する介護・福祉の業務における情報を参考に、関係機関の皆さんに御協力をいただき、支援を必要とする全ての方を名簿に掲載するよう努めてまいります。

現在策定中の鋸南町地域防災計画にも、避難行動要支援者名簿の作成等について定めてまいりたいと考えております。

御質問の 2 点目、「今年の避難訓練はどのように行おうと考えているのか」についてであります。ここ数年の避難訓練・防災訓練は、東日本大震災の教訓を踏まえまして、町に大きな被害を与える海溝型の巨大地震発生に伴う、津波の発生を想定し、各区で日頃から話し合われている、避難場所となる高台への避難訓練を中心に行ってまいりました。訓練には、毎年 2,000 名を超える町民の皆さんが参加をし、自らの命は自ら守ることを念頭におきながら、防災に対する意識の向上が図られてきたものと思っております。

現在策定中の鋸南町地域防災計画では、町に最も被害を与えると想定される地震と津波は、海溝型の巨大地震としております。本年の防災訓練・避難訓練は、これまでと同様に、巨大地震の津波避難訓練をメインとし、関係機関の協力が得られれば、避難行動

要支援者の避難行動訓練も加えたいと考えております。年1度、町として、地域として、また個人として、町民一人ひとりが、災害発生時における避難行動を考える場面を提供することにより、防災対策の第一義的な理念である、たとえ被災したとしても、人命を失わないようにすること。災害時の被害を最小化するため、日頃からの備えを十二分に『減災』という考え方を持っていただき、参加をしていただきたいと考えているところでございます。

御質問の3点目、「自主防災組織の立ち上げについてどの様に考えているか」についてであります。町の自主防災組織の現状であります。岩井袋自警団・田町区の自主防災会の2団体が組織化されています。

また、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数の割合を示す自主防災組織カバー率は、平成26年4月1日現在、9.5%で、県内平均58.8%を大きく下回っております。

地震や津波、台風などの自然災害発生時、あるいは火災などの被災時における自主防災組織の役割は、非常に重要視されており、初期消火や被害状況の把握、避難誘導、避難所の開設など、行政の力だけでは、時間的な余裕がなく、対応しきれない場合も想定され、共助という側面からもなくてはならない組織であると痛切に感じております。

地域の密接なつながりを利用する自主防災組織は、『自分たちの地域は自分たちで守る』という意志のもと、町と連携した平常時の防災意識の醸成や家庭内での安全対策の充実に、大変効果的であると考えております。

千葉県では、本年度、自助・共助の取り組みをより一層充実・加速させるため、千葉県地域防災力向上総合支援補助金制度を創設をいたしました。

地域皆さんの御理解と御協力をいただきながら、この補助制度を活用するための5カ年の計画を策定した上で、自主防災組織の拡大・強化、育成を推進してまいりたいと考えております。

2件目の「自転車の危険運転に対する改正道路交通法の施行に対する町の対応について」お答えをいたします。

平成27年6月1日、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定が整備され、一定の危険な違反行為をして、3年以内に2回以上違反した悪質な自転車運転者は、3ヵ月以内に自転車運転講習を受講することが義務付けられました。

これは、道路交通をめぐる最新の情勢に対応するため、交通の危険を生じさせる14項目の違反をさしており、具体的には「信号無視・一時不停止・酒酔い運転」などとなっています。子どもでも14歳以上は対象となり、未受講者は罰金も適用されることとなります。

自転車運転者は、これまでとは異なり、自転車運転に必要な知識を再確認し、どのような運転が危険な運転となるのかを自覚して、自主的に安全な運転行動に変えていかなければなりません。

町では、啓発活動として、交通ルールの遵守や自転車安全利用に係る啓発用チラシを窓口を設置し、また、学校関係ではチラシを配布するなど、自転車を運転する側と保護者に対しましても、啓発活動を行ってまいりました。

また、児童・生徒に対する交通安全指導については、警察や交通安全協会の協力を得て、交通安全教室を開催し、自転車の安全な乗り方や指導を定期的に行うとともに、各家庭に対し保険加入の案内も行っております。

死亡事故にもつながりかねない危険な自転車運転は、加害者、被害者双方のその後の人生に大きく影響を与えます。

地域と関係機関、そして家庭がよく連携し、力を合わせて、交通事故撲滅に努めていかなければならないと考えております。

今後も引き続き、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを理解いただけるよう、町広報誌、防災行政無線による広報や、学校・老人クラブ等における交通安全教室の開催などを実施してまいります。

3件目の「まちづくり・地域活性化」についてお答えいたします。

地域の活性化に関する全国成功事例は、行政のみが主導するのではなく、地域住民との連携、あるいは地域住民が自ら取り組むことによって大きな成果を上げております。

今進められている地方創生の政策5原則の一つに、住民代表や産業界、大学、金融機関、労働団体などの連携により、政策の効果をより高める工夫を行うよう示されております。

同じく、地方創生の政策パッケージの中でも、地域産業の競争力強化のための業種横断的な取り組みが求められております。6次産業化に代表されるように、多様な産業の連携は、新たな付加価値を生み、所得の向上や雇用創出を推進するとともに、地域の活性化の方策として、大きな成果が期待されています。

本町でも、地域の活性化を図る目的で、地域活動を行っている団体の皆さんとともに、人材育成や地域づくりに関するワークショップの開催などを進めてまいりました。また、個別イベントや事業の推進、地域づくりのために、話し合いの場を設けてきました。

議員御提案の各産業に関わっている方など、町民の皆さんと町が一体となって考える仕組みにつきましては、地場産業の振興や住環境の整備、地域や産業間の連携による新たな活性化の取り組みなどを推進する観点から、その必要性は強く認識しております。

しかしながら、開催にあたっては、行政側の人材や体制、参加される町民の皆さんの時間的制約や、各産業の実情など、現実的な課題も感じております。

継続的、効果的に開催できるよう、課題の解消や負担のかからない方法を検討し、前向きに対応していきたいと思っております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君、再質問はありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

それではまず、避難行動要支援者の名簿の作成に今取りかかっているという答弁がございました。

ということはですね、今どういう方を対象にそういう名簿の抽出作業を行っているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

町内の情報集めといたしましては、要介護状態の区分別や障害種別、支援区別等ですね、まずは把握させていただくということになろうかと思えます。

また、県からの情報取得といたしましては、難病患者に係る情報取得等、いただきまして、名簿等作成していきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

そうしますと、要介護、取り組みの指針の概要は出ているんですけども、そこに該当する方をまず名簿に取り上げていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

当然対象になる方を全て町の方で把握するという作業を行って、その後地域の皆さんと名簿を共有するとかというのはですね、それぞれの方々に同意をいただいた中での対応というような形を考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

鋸南町の町民の方にですね、は、まあ高齢者がかなり多くなっています。

そして、この対象になってない方、うちもそうですけれども、昼間は若い私たちと一緒に同居している親世代。そして、介護認定とかされていない、まあ足が痛くて自分では杖を突きながら歩いている方、そういった方もですね、まあ、昼間若い人がいなければ昼間一人になる可能性も、そういう時間帯もあると私は考えています。

ですからこの名簿をつくるにあたりましてはですね、全世帯を私は対象に、大変かもしれませんが、アンケート等を取ってですね、どうしてもそういう一人になった

時には私も一緒に助けたいという要望があればそういう名簿に載せるということは必要ではないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

先ほど申しましたとおり、要件の設定とかですね、避難能力の有無につきましては、その辺の情報ですね、取得ができる能力とか、あるいは判断能力とか、あるいは身体的に歩けるとかですね、そういうような能力ごとにですね、確認をしていきたいと思っておりますが、全世帯を対象ということになると規模が結構広がりますので、これにつきましては、少し考慮させていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

私の言い方が悪かったかもしれません。

全世帯っていうのはですね、広報、町報とでも、お知らせ版でお知らせをして、ぜひそういうような名簿に載せていただきたいという対象者がいれば、私はそういう名簿に載せていただくべきだと、載せるべきだと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

先ほども言いましたとおり、判断能力とか身体能力とか、それぞれ個々に問題があるかと思しますので、その辺のところを自らですね、申し出ていただいて、名簿に載せていただきたい、あるいは助けていただきたいという方々がですね、まああの、いらっしゃるということであればですね、そういうような対応も考えなければいけないということになりますので、この辺につきましては、まずは町の方で持っているデータですね、名簿を作成させていただいて、それらに基づいて地域の代表でございます行政委員さん等とですね、まだ他にもこういう方々がいらっしゃいますよという御意見をいただいた中で、名簿に加えていくという方法をまずはとらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

わかりました。

それで名簿ができあがった時の情報の共有の仕方、活用の仕方等について、先ほど課長の方から少し答弁があったんですけども、千葉市では、千葉市避難行動支援者名簿

に関する条例を制定して、平常時からこの情報の共有ができるような条例を制定しました。

これについてはですね、個人情報保護法とかいろいろ要件があって、賛否両論あるというふうに、意見があるということですのでけれども、鋸南町でもこれから名簿を作成していくわけですので、今後できた際にはどのように提供、活用するのか、今現在の考え方でよろしいのでお伺いします。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

この名簿につきましては、法律で名簿を作成しなければならないということになっていきますので、まずは作成します。

そして、その名簿を共有するということになりまして、地域防災の施設ですかね、あと民生委員さんとかですね、そういうような方々との共有になろうかと思っておりますけれども、まず先ほど言いましたとおり、名簿を共有することにつきましては、まずその名簿を渡していい方、名簿に登録していい方の同意をまず得るということを前提とさせていただきます。

それからですね、当然個人情報等無用にされないようにですね、その方々については、その辺を当然打ち合わせをさせていただくということになろうかと思っております。

また、守秘義務あるいは複製、コピーしてやたらに配るようなことのないようにですね、その辺も注意した中で対応していきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

それでは次に、避難訓練について質問させていただきます。

答弁の中で関係機関の協力が得られれば、避難行動要支援者の避難行動訓練も加えたいという答弁がありました。

私はぜひやっていただきたいと思っております。

協力が得られればじゃなくてですね、こういうふうにするから協力をお願いしたいというような積極的な立場で町は望んでいただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

防災訓練につきましてはですね、これまで津波の避難訓練で参加者、大体2,000人の方々の参加をいただいているところでございます。

当然避難行動要支援者とですね、避難支援等の関係者、要するに要支援者の方だけの同意をいただきましても、それをですね、支援する関係者の協力がなければこの訓練はできませんので、両方合わせての賛同をいただくということになるのかなと思います。

また、それにつきましては当然車いすなどの活用とかですね、パンフレット等で防災の意識を高めるとか、いうこともあろうかと思いますが、民生委員さんあるいは消防団、自主防災組織等々の協力をですね、いただく中で、当然やるにあたりましては、皆でやっていくという方法をとらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

それでは今年の避難訓練でやっていただけるのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

先ほど課長の方から答弁ございましたけれども、要支援者にあたる方ですね、避難等現実的には非常に難しい問題があろうかと思っております。

当然、町内一斉にやった場合に例えば役場の職員が動けるわけでもありませんし、1点目のですね、要支援者名簿の作成云々と関連があろうかと思いますが、名簿を作成して、その名簿をですね、基にして、極端に言えば個人ですね、支援計画みたいなものをつくっていかないといけないと思うんですね。その中で訓練をやることはもちろん検討してまいります、それを町内全域としてやるのか、あるいはある一つの区域をモデル的に実施するとか、いろんな方法があろうかと思いますが、そこら辺は工夫してですね、取り組むような方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

ぜひ、検討していただいてですね、今副町長がおっしゃったように、やれる避難訓練でかまいませんので、ただその、要支援者の方っていうのが本当にその方じゃなければいけないのかと、まあ、健全な方でもこの人が助けてもらわなければいけない方ですよということを想定してですね、そういったやり方の訓練もできるのではないかなというふうには考えます。

ですから、できる限り、前向きにですね、ぜひ今年の訓練から一部でもいいですから取り組んでいただきたいと思います。

それでは、自主防災組織の、について質問します。

自主防災の組織の拡大、強化、育成を推進していくという答弁がありました。この自主防災の組織づくりについてはですね、できる限り早く、どのような組織づくりになるかわかりませんが、各区の方をお願いをしてですね、理解を得て、組織をしてもらいたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

鈴木議員おっしゃるですね、自主防災組織、確か何年か前にですね、全ての区のですね、区長さんと言いますか、区の役員の皆さんにこういう形で自主防災組織をとというような形でですね、お話をさせていただいたことがあろうかと思えます。

その時に、田町区さんがですね、自主的に自主防災組織を立ち上げてですね、活動を現在しているというようなことがあるわけでありますので、それをモデルと言いますかね、そういう形態で自主防災組織ができましたというような形のですね、それぞれ区の皆さんにですね、御説明をさせていただいて、できればそういう組織を立ち上げてほしいということですね、行政の方からお願いをさせていただきたいと思えます。

で、このことはですね、やはり個人の命がかかわるわけでありますから、いろんな意味での要支援者と要支援を受ける方ですね、支援をする方というのはですね、双方の理解の下で行わなければなかなか難しいとそんなことを思いますし、まあ、東日本大震災の時もですね、消防の団員の方々が水門を閉めに行く途中でお亡くなりになったと、というようなこともあるわけでありますから、その辺はですね、慎重に、当然あの訓練ですから、訓練の中ではそういう形のものを取り入れることはできるかと思えます。

しかしあの、慎重にですね、そのことは対応していかなければならないと思えますので、自主防災組織を立ち上げて、まずはしていただいて、そして地域のコミュニティの状況を図ってですね、お互いに支えあうというような、支援を、お互いに支援をしあうというような形がですね、望まれることではないのかなと、そんなことを思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

もちろん自分の命を守る。自分の命がまず安全性が確保される、そこがまあ大前提になると思えます。その上で、いろいろな言葉がありますけれども、いままでは、自助・共助・公助というような言葉もありました。今はその間に自助、近助、近くで助ける、隣近所で助ける、助け合うってということが言われています。

ですから町長が今おっしゃったようにですね、まず自分の身の安全を確保して、それから隣近所、そして、もう少し広い範囲の地区で助けられること、自分ができることをやる、それはもう、原理原則であると思っていますから、そういうことをですね、まず

根底に踏まえていろいろなこういう防災の対策っていうような、とっていかないと、考えておりますから、それについては、できる限りそういうふうに取り組んでいただきたいと思います。

次にですね、自転車の危険運転に関する改正道路交通法の施行に対する町の対応ということで、小中学校では、安全教室で、自転車の安全な乗り方等を定期的に行っているという答弁がありました。

この道路交通法の改正にあたってはどのような対応をしたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

自転車の乗り方の改正につきましてはですね、県の生活安全課より、配布のありましたチラシを窓口を設置をさせていただいたところがございます。

また、鋸南小学校へは4月の交通安全教室実施の際にですね、児童向けのチラシを配布をさせていただいて、それぞれ今のところをですね、チラシ関係での対応となりますが、この度警察の方との協議の中で、7月1日に鋸南中学校さんの登校時に併せて警察の方で3カ所ですね、実際に現場指導をしていただけるというような話を聞いておりますので、この辺につきまして、学校の方との調整を図っていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

学校関係の方はまあ、学校の方で対応をしているということです。

町民に対しては、役場の窓口にはチラシを置いてあるということですがけれども、私も見に行きましたけれども、決して積極的にですね、お知らせするような感じには見てとれませんでした。

この自転車は、免許が、免許制ではありませんので、自動車と違って誰でも乗れるわけですから、まして高齢化率が高いこの鋸南町において、基本的な安全な乗り方というのは左側を走りなさい、これはわかっていると思いますけれども、なかなか歩道を走っていいのかいけないのか、右側すぐ近くだから右側を走っていききたいけどどうなのか。雨が降ってれば傘をさして、今はスマホ、スマホは年寄りの人はやらないかもしれないですけれども、携帯を使いながらやって、それがどうなのか、私はそういったことに関してですね、法律が6月1日に施行される前にできれば町民に対してそういうお知らせをしていただきたかったなというふうに思っております。

これからは、広報とか防災無線、行政無線において町民に対して啓発活動を行っていくということでしたので、できる限り早くですね、町民の方にこの変わったことをお知

らせずることを行っていただきたいと思っておりますけれども、いかかですか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

毎年ですね、夏の交通安全運動につきまして、7月の5日付のですね、町の広報誌で広報をしております。今回につきましてはですね、道路交通法の改正に伴う自転車の安全利用につきましてもその時期に合わせてですね、ちょっと拡大させていただきまして、7月5日付のですね、広報の中でこれらのことを記載してですね、周知を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

本来でしたらすぐにでもやっていただきたいんですけども、7月の1日にそういうチラシを配るということであればお願いいたします。

それではあの、最後にですね、まちづくり地域活性化について質問いたします。

答弁の中で各産業に関わっている方など、町民の方と、町が一体となって考える仕組みについては地場産業の振興や住環境の整備、地域や産業間の連携による新たな活性化の取り組みなどを推進する点からその必要性は強く認識しているという答弁がありました。

そういう答弁をいただいておりますので、多少の問題や課題はあってもですね、ぜひそういう町、商工業、観光業、また町民の方でまちづくり、地域活性化に強い思いをもっていらっしゃる方は鋸南町にたくさんいらっしゃいますので、そういう方と話し合う場をですね、まずつくっていただきたい。

それはやはり、そのきっかけをつくるのは私は町だと思っています。それで、その後ですね、町が主導してやるっていうことは思っていません。その中でそういう場ができればその中で話をさせていただいて、民の中の誰かが主導になって行うかもしれませんけれども、そうしたら町はサポートにまわれば、私はそれが理想の形だと思っていますので、できる限りその場を設けていただきたい。

保田小の都市交流施設ももうオープンする、オープンが間近に迫っております。その、これからの地域、地方を活性化というのは、やはり民が中心になって、行政と一緒に力を合わせてやっていかないといけないというふうに思っていますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

今鈴木議員おっしゃられたことは当然の話でありまして、良いあんばいにてですね、厚生労働省のですね、補助事業をですね、えーまあ、町が直接受けるのではなくてですね、民間の方で組織をつくり上げてですね、3年間まあ、補助制度としてあるという話があるわけでありまして、現在その補助制度を利活用させていただいてですね、いろんな意味でのその、まあ、なんて言いますか、スキルアップと言いますか、そういうことをやっていきたいというようなことも考えているものですから、そういう制度を上手に活用しながらですね、この地域の中でのいろんな、さまざまなお考えをお持ちの方々にですね、一堂に反してお話をすると、そしてまた、積極的にですね、かかわっていただけるような形をですね、とらせていただければと思います。

まあ、この事業そのものはですね、千葉県の中ではですね、いままでは銚子市がですね、一度それを展開していると、今年はですね、旭市がまた手を挙げてですね、鋸南と旭と2カ所ですね、厚生労働省の補助制度をですね、活用した民間の組織によるですね、地域の雇用創造と言いますか、そういう事業展開ということになるわけでありまして、その際には、町民の方々にお力添えを賜って、御協力をいただきながらですね、やっていければなど、そう思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

この制度はあの、全員協議会で説明を受けました。

受けたんですけども、私は今町長がこの制度を使ってやっていくという答弁でしたけれども、ちょっと感じが違うんじゃないかなという、私は受けたんですね、あの、全協の時に。

これは、その制度は制度として素晴らしい制度ですからそれを使って地域の活性化をしていただくというのはいいんですけども、このまちづくり地域活性化について話し合う場ってというような感じでは私はないと受け止めました。

ただ、あの、それを使ってそういうような場がくれるのであれば、私はそれはそれで結構だと思いますけれども、それも3年間、期限が区切られているわけですから、ぜひそれがそういう制度が終わってもですね、ずっとですね、その会が、会というかそういう組織というか、できたら、それはもう、ずっと続けていけるような会に育ててその3年間で育ててもらいたいと、もらいたいじゃないですね、自分たちも育てていかなければいけない。

ですから、まあそういう制度を使ってやるということであれば、それが一つの手法としてぜひやっていただきたい。それはもう今年度からということでしょうから、まあ、その組織が立ち上がるということを期待して質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで暫時休憩とし、午後1時30分から再開いたします。

…………… 休 憩・午後12時01分 ……………

…………… 再 開・午後13時30分 ……………

◎一般質問

◎4番 渡邊信廣 君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、渡邊信廣君の質問を許します。

4番 渡邊信廣君。

[4番 渡邊信廣君 質問席につく]

[ベルが鳴る]

○4番（渡邊信廣君）

私からは、本町の地方創生、総合戦略について、1件についての一般質問をさせていただきます。

国は、少子高齢化と過疎化により地方が疲弊してきていることから、人口減少対策や地方活性化を目指した地方創生法が制定されました。

これを受けて県、市町村は創生戦略の5カ年計画を平成28年3月までに策定することになりました。この地方創生に係る交付金を最大限活用して事業を実施し、人口減少対策や活性化を図らなければならないというふうに思います。

過日鴨川市で行われた石破地方創生担当大臣の、による国が掲げる地方創生の取り組みについて説明を聞きに行きました。地域のことは地域で考えることが基本であり、これまでの取り組みとの違いは、これに失敗したらこの国の未来はないという危機感を強く持っていることをまあ、強調しておりました。

したがって、産・官・学・金・労・言の6者が協力し合って総合戦略を作成し、企画、立案、実行、点検、改善、これPDC Aという言葉を使いますが、という流れをきちっとつくってほしいということでした。

ある意味、町の将来をかける壮大な事業と私は受け止めております。

そこで4点質問をさせていただきます。

1点目、この計画に対する期待と問いは何か。

2 番目、2 点目、この計画に対する組織の取り組みについてはどうなっているのか。
3 点目、この計画の策定スケジュールについて。
4 点目、計画に組み入れようとする対策はどのように考えていらっしゃるのか。
以上 4 点に対する答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

渡邊議員の一般質問に答弁をいたします。

「本町の地方創生、総合戦略について」お答えいたします。

御質問の 1 点目、「この計画に対する期待と思いはいかがか」についてであります。町では、現在整備を進めている都市交流施設の検討段階から、地方再生を大きな課題と位置付けをし、定住化を見据えた施設機能の検討を図ってまいりました。また、その事業に関連して地域の活性化や雇用の創出に係る国庫補助事業を活用した取り組みにも着手しており、国が地方創生を掲げる前から、その必要性、重要性を認識した上で、鋸南創生に向け、取り組んでまいりました。

日本全体が抱える少子化、人口減少問題に対し、昨年末、国は長期ビジョンや総合戦略を策定し、地方への新しい“ひと”“しごと”の流れをつくり、地方の成長をもって克服していく方針を立てたわけであります。

少子高齢化と人口減少の著しい本町にあって、その是正を図るためには、国が示す地方創生の方針は、大いに活用すべき政策であり、絶好の機会であるとも思っております。

また、国の長期ビジョンでは、自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指すことを求め、地域に住む人たちが、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会の形成が必要で、そのためには町の独自性を活かし、地域資源を掘り起こして、それらを活用した取り組みを息長く進めることが必要と言われております。

本町が進めてきた景観整備や自律のための施策は、まさに国の戦略に合致した取り組みであり、国の支援に大きな期待を寄せているところでもございます。

御質問の 2 点目、「この計画に対する組織の取り組みについて」であります。新たな組織体制を構築するのではなくて、各課横断的に取り組んでいく方針であります。

また、戦略の事業検討などにあたっては、職員の自薦を募り、庁内のワーキンググループによる協議を行っていく予定です。

御質問の 3 点目、「計画の策定スケジュールについて」であります。現時点での策定スケジュールのうち、主な業務について申し上げます。

まず、人口ビジョン、総合戦略及び総合計画の基礎資料とするため、町内及び転出者

を対象としたアンケート調査を実施いたします。

8月上旬を目途に集計、分析を終え、併せて、既存の調査結果についても整理、分析を行ってまいります。

また、職員でワーキンググループを構成して、既存施策の評価や戦略事業の提案などについて、継続的な検討を図ってまいります。

併せまして、事業者や町内団体への聞き取り調査なども実施してまいります。

その後、人口ビジョンの素案については8月中、そして総合戦略の素案については、政策分野や基本目標の設定作業、施策の整理やK P Iの設定などの作業を経て、12月中に策定する方針としています。

御質問の4点目、「計画に組み入れようとする対策について」であります。昨年度、平成26年度の3月補正にて予算を計上した地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、総合戦略策定支援業務を除く地方創生先行型8事業については、交付金の趣旨に則り、具体的な施策に置き換え、地方版総合戦略に盛り込むことを想定をしています。

また、重点道の駅候補に選定された事業構想や、先月採択をされました実践型地域雇用創造事業、その他各課で実施している事業で、各省庁が地方創生のための支援策と位置付けをしている事業につきましても、具体的な施策として盛り込むことといたします。

その他の施策に関しましては、前期基本計画の施策評価やアンケート結果、各種調査分析を踏まえ、国が示した4つの基本目標に沿って、政策パッケージを参考としつつ、十分な成果が見込める施策の選択に努めていきたいと考えております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君、再質問はありますか。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

それでは再質問をさせていただきたいと思えます。

まずあの1点目のですね、この計画に対する期待と意気についての中でちょっと1点か2点、質問させていただきたいと思えますが、まず、国が地方創生を掲げる前からこの事業の必要性・重要性を認識しており、ということで、この国の支援に大きな期待を寄せているというような説明でございました。

改めてですね、お聞きしたいんですけども、当町には多くの観光資源がございます。

また、一方では人口減少や空き家、そしてまた我々も選挙でいろんな所を回って見た時に思うことは、限界集落に近いような地域もあるように思っております。

また遊休農地の増加などの状況も踏まえて、どこに軸足を置いた基本目標にするのか、その辺についてわかれば、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

まず答弁の中にありました国の目標の4つでございますが、2020年までの5年間で地方での若者雇用30万人分を創出などにより、地方における安定的な雇用を創出すると、二つ目として現状、東京圏に10万人の転入超過があるのに対し、これを2020年までに均等させるための地方移住や企業の地方立地の促進など、地方への新しい人の流れをつくる。三つ目として、若い世代の経済的安定や働き方改革、結婚・妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援などにより、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるということで、ここで雇用と定住とあと人口の関係がうたわれております。で、四つ目として中間地域と地方都市、大都市圏、各々の地域の特性に応じた地域づくりなどにより、町民の暮らし、安定を図るということで、今議員御指摘のものはこの四つ目だと思います。すでにこれにつきましては、先行型ということで先ほど答弁にありました8つの事業、一つ目としてプレミアム商品券、それからまち・ひと・しごと総合戦略の事業、そして結婚相談、婚活支援事業、狩猟エコツアー、商店街の活性化事業、観光宣伝用のノベルティ及びグッズ作成事業、空き家対策事業、そして、電子黒板導入事業の8つを先行型で町としては事業に取りかかっているところでございます。

まあ、このような中で、ですので、先ほど言いました、最初言った雇用・定住・人口、この3つにプラス地域の特性ということで、すでに8つの事業について取り組んでおりますので、その中でどれをとということでございますが、これにつきましては今後ですね、基本構想等をですね、作成していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

今課長の方からですね、まああの、基本目標、これは国が示した基本目標ですよ。まあそれに沿った形でというようなことで、鋸南町として特に、どこに軸足をという部分については、なかなかお答えがいただけない。

まあ、本来であればですね、その辺については行政のプロですから、これについてはこれでいきたいんだと、例えば、都市交流施設があつて、これについては町長が言われているように鋸南創生というような取り組みの中で、これをですねまあ基本にというような考え方もあったわけですがけれども、いずれにしても、鋸南町については、後でまた申し上げますけれども、人口の減少も非常に多いまあ、町だというように思います。

そういう中においてはですね、この問題については、町は本当に私がさっき申し上げたようにこれは町が生きるか死ぬかまでの事業ととらえた形での総合戦略というような形であるべきだろうと思っておりますので、この辺についてはですね、しっかりとこれからですね、実施をしていただければというふうに思います。

なおこれに関連しますけれども、我々プロでした。したがってその辺のですね、鋸南

町の魅力と弱点って言うんですかね、この辺についてをどのように活かした総合戦略にしていきたいのか、その辺はですね、他の人に聞かなくても町自体の考え方があろうかと思しますので、その辺についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

魅力と言いますん、ですが、まず、鋸南町におきましては、気候が温暖で自然に恵まれた生活しやすい環境であるということは、この南房総全域がそうかもしれませんが、まあ、これが一つ言えると思います。それから鋸南町におきましては、道路、上水道、水道につきましても生活、インフラの整備が進んでいるというふうに受け取れると思います。

そして、都心から1時間余りで通勤通学圏であるということもございますので、これは定住化はもちろん、2拠点の住宅など、新しいライフスタイルの可能な地域ではないかというふうに考えるところでございます。

それから弱点につきましては、まあなかなか言いづらいんですが、一部の観光業で雇用創出が図られているもの、全体的にはですね、高齢化などにより従前の産業がですね、なかなかうまく回転なくて、一次産業などにつきましては、新たな展開が求められるのではないかと考えております。

その他町として県の町村会の方へ要望いたしましてしている事項といたしましては、やはり有害対策ということで、イノシシ・猿などの農業への被害の対策をお願いしているところでございますし、また、河川の治水事業の充実ということで、鋸南町におきましては佐久間川・保田川の県の2級河川がありますが、それらについての堆積土の問題、あるいは、大雨が降った時の洪水の心配、等々の問題がありますので、その辺につきまして町村会の方へ要望を出しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

なかなかですね、この辺についてはいろんな問題点を抱えていると思います。

今課長が言っているようなことも当然あるわけですし、この辺はですね、今の魅力あるいは弱点というものは、当然これをどんな形でこれをクリアしたりとか、町の活性化につなげるという意味では大きな意味でのこれからの少子高齢化社会、あるいは後継者不足、まあいろいろ有害獣の問題等々ある中でですね、これを全てこの事業でクリアすることがなかなか難しいかもしれませんが、この辺の魅力あるいは読みというものもしっかりと認識した上での計画をつくることによって、生きた地方創生事業になる

んではないかなというふうに思っていますので、この辺についてはですね、よろしくお願いをしてですね、2点目の方に移らせていただきたいと思います。

この計画に対する組織の取り組みについてのことでございます。

このことについては、全協等でもいろいろ御指摘をさせていただきました。

そういう中であの、すでにですね、近隣の市の方では、役所内の組織もすでに確立をして、そして計画づくりに動いておるようであります。

特に総合戦略についてもですね、7月から8月くらいについては、素案ができると、いうことも聞いております。当町はですね、職員も少ないですよ。そういうようなこともあっての対応が遅いように思います。これについてはまあ、特にコメントは必要ありません。そういう中でちょっと質問をさせていただきますけれども、まちづくりの基本というものは、私が思うことですよ、若者、これはあの、よそ者、ちょっと言い方が悪いです、言い方をちょっと良くして、熱意ある者と言われているように思っております。そういう中において、民間グループによるグループって言うんですかね、そういうようなことを立ち上げるというようなことは私は必要だと思っております。特にはですね、この定住人口に対する取り組みという部分では、これは私が考えることですよ、不動産業者、あるいはその若者という部分では、これは次代を担う人たちですよ、そういう人の意見。あるいは移住者という、これは客観的にもものを見られるということだと思っております。また、地元の中には、当然成功者もいらっしゃるわけでして、まあそういう方々の意見をまあ重要と考えており、私はいるんですけども、町はどのような組織を考えているのか伺いたいと思います。

これは先ほど鈴木さんの中にも出てきましたよね。

そういう意味で、この辺は非常に今回の総合戦略をつくる上では時間は若干ないような気がします。遅れ気味だと思います。他の町村に、市に比べればね。

そういう中について、おいて、その組織をどんなふうに立ち上げて、この総合戦略に活かそうとしているのか、その辺についてをですね、お聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

今渡邊議員がおっしゃられるですね、私はです、というような特に強調されてのですね、まあ、若者・よそ者・熱意のある者という話をされました。私はですね、ちょっと視点が違っていて、まちづくりは、住民全体がですね、住民全員が対象である、そんなことを思っておりますので、その辺の認識の違いは御承知をいただきたいと思います。

確かにいろんな考え方をもちの方おられるわけでありまして、その皆さんの考えを聞くことは十分それは聞いた方がより良いと思います。

しかし、このまちづくりそのものはですね、住んでいる方が主役でありますから、住

んでいる方のためのまちづくりということを捉えていかなければならない、そんなことを思っていますので、そのことについては考え方が少し私と渡邊議員さんとはちょっと違うということは御認識をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

私はどんな形での組織をするかというような形の前段として今の例を申し上げました。そういう中において町長さんはまあ、住民全体だということでおっしゃいました。しかし、それはアンケートだとかいろんなやり方があるかと思いますが。それは住民全体の意見としてとらえれば良いでしょう。

しかし、それを声にしてこの計画に反映させる意味ではですね、全体の意見っていうのはなかなか取り入れにくいわけですよ。そういう意味では私はやはり、プロというのはその、先ほど一つの例としてはですよ、不動産業者というのは、当然この鋸南町に住んでいくために土地を売る、そういうような業務に接しているわけですよ。外部からもかなり優秀な方々が鋸南町には移住をしてきていらっしゃる。それは先ほど言いましたように、物事を客観的に見ているということです。鋸南町の我々が普通に思っていることが、外部から来た人たちは非常に素晴らしいというような形でとらえている方もいっぱいあるわけですよ。そういう意味で、若者も含めて、これが次代を担うというのは我々じゃありませんから、若い人たちですから。そういう部分も含めてまあ当然、これほどこと言いませんけれども、町内で一生懸命がんばって成功している方もいらっしゃるわけですよ。そういう部分でのこの民間グループの組織化をどうするのかということについてお聞きしたわけで、再度できればですね、この辺の具体的な案があればお聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

ただいまの手法については、総務課長の方からですね、お答えをさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

なかなかすぐにですね、組織をつくるというのは難しいと思いますので、アンケート結果をですね、行った中において、今、議員さんが御指摘の団体等、あるいは素晴らしい方等いらっしゃるのであれば、その方々につきましては、必要に応じてですね、うちの方も業務にあたりまして支援業者を雇っております、依頼しましたので、その方々と

ですね、意見を聞きに行くというような体制はとりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

今課長の方から必要に応じてというようなお答えがありましたけれども、私から見ればいろんな方がいらっしゃるわけでね、その辺についてはまあアンケートというような聞きに行くということでしたけれども、これはあの、P D C Aというような形、そしてですね、今のその、いろんなことを評価しながらこの事業というのは今後の5年間で展開していくわけですね。そういう意味では、ただ聞くだけではなくて、組織をつかって今後の鋸南町はどうあるべきかということもですね、いろいろ検討する意味では、私は非常に重要だと思っておりますので、できうればですね、この辺についても御検討をいただければというふうに思います。

これは今日結論が出ませんので私からの要望という形にしておきます。

続いてですね、やっぱり2点目の問題になりますけれども、この地方戦略、総合戦略については、これは国からの人材派遣というものがありますよね。今回の場合については人口5万人以下の市町村であっても人材の支援をするとのこと。まあ、鋸南町は非常に職員が少ない中で、大変だと私は思う訳ですね、したがって、この事業についても、当然業者に委託をしながら、一緒になってこの計画をつくりあげるといようなスタンスになっております。

そういう中でですね、できればそういう人が少ない中でぜひ国のですね、職員を派遣するって言っているわけですから、そういう部分についての町の考え方をですね、お聞かせいただければというふうに思っています。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

地方創生人材支援制度の創設という形の中で、国の方から確かにこういう制度はございます。ところが、今年度につきましては、もうすでにですね、町村への派遣はですねもう完了されております。

国家公務員42名でですね、すでに平成27年度は69市町村に派遣ということで、国家公務員から42名、大学から15名、民間から12名、千葉県におきましては勝浦市に大学から、夷隅市に総務省から、横芝光町に大学からの3つの市と町で受け入れをおこなっております。

今年度につきましては、もうすでに3月の時点でですね、こういう取り組みがなされておきまして、4月から体制が行われているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

これは私もわからないので質問になりますけれども、この総合戦略そのものは、この28年の3月までにつくりあげる、ただし5年間。そういう中においては、そのP D C Aという中でですね、いろいろまあやってみて、いろいろまた反省をしながらというようなやり方でいく中では、例えば来年度、例えば国の職員だとか、民間からだとかですね、有識者の招聘ができるのかどうか、その辺も一つ確認をさせていただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今回の地方創生につきましては、計画をですね、来年の3月までに立てるということになっておりますので、申し訳ございません、人材派遣につきましてはですね、28年度も実施をできるかどうか、申し訳ございませんけれども、今現在の時点では把握しておりません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

わかりました。

まあそういう部分でね、とれるものはやっぱりいろんな知恵をいただくということができればね、そういう部分での努力をされたらいかかなと思いますので、来年あるかどうかわかりませんが、その辺についても国の方への情報をとっていただくようなことをしていただければというふうに思っています。

それでは続いてですね、3点目の方に移りたいと思います。

計画作成スケジュールについてでございます。

この件については、素案の作成が12月中頃、中旬、12月中ってことかな、っていうことでしたけれども、そういう中でですね、まあ町民に広く、これはあの町長が先ほど住民全体というような捉え方での意識を高めるといようなことだと思えます。

そういう中においては、当然あの町民に広く周知するためにパブリックコメントというのがですね、この計画に対しては、必要ではないかなと思いますが、このことについて、今町が考えていることについてお聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

この総合戦略につきまして、今現在アンケート調査を行おうとして内容文を作成したところでございますので、この6月から7月にかけてアンケート調査を行い人口ビジョンの素案をですね、8月につくり、8月に団体ヒアリング等行います。それから町内のワーキング、役場の若手の職員にこの計画に携わりたい職員がいれば呼びかけを行って、ぜひとも参加していただくという形を、体制をとりまして庁内ワーキングの方を6月から8月に行って、総合戦略の素案を9月から12月ということで今考えていますので、素案ができしだいですね、パブリックコメントの方に入りたいと思いますので、この今の予定でいきますと、どうしても12月になってしまうということで、12月という形でお答えさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

結果的にはなかなか時間がない中でのこの作業になるかもしれないですね。他とは、他の市に比べれば、職員も少ない中でのことです。これはやむを得ない場合もあるでしょうけれども、町長の意気込みもあるわけですね、この事業にかけているということもある。鋸南町もこれ、生きるか死ぬかということになるろうかと思えます。

そこまでの事業を、国がこれをつくってくれた。そういう中ではですね、まあ、この辺を少しでも早める形でのパブリックコメントというのはね、まあ先ほどの町長の言葉じゃありませんけれども、住民全体と、意識を高める意味でもですね、ぜひお願いをしたいと思えます。

なお、先ほどの課長の中で、課長の言葉の中で、ワーキンググループ、まあ庁舎内の若手の自薦ということを言われました。これが本当に自薦を待っていたらば、手を挙げて来てやる気のある職員ということがあるかどうか、これはまあ期待をしたいところですが、その辺は早めにね、やっぱり若手の意見って言うのは非常に重要ですから、早めに自薦に変わることになるかもしれない。いずれにしても早くワーキンググループを立ち上げていただいて、総合戦略に取り組んでいただくような形、これもですね、要望というような形になってしまいますよね。

いずれにしても、よろしくお願いをしたいと思います。

次に4点目の計画に取り入れようとする施策について、これは施策について、具体的な施策についてをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、さっきもちょっと人口のことで触れました。

当町の10年前の人口は約1万200人くらい。現在が8,500人ということで、1,700人減っちゃっていますよね。そして、平成26年度の、後期高齢者の、じゃない、高齢者福祉計画を26年作成しましたよね。その中の10年後の人口推計というのが、これは

平成 27 年度、違う、37 年度、6,400 人くらいということで、現在からさらに 2,100 人くらい減少してしまうような人口の減少も著しく、まあ、状況にあると思います。

そして、他の方も言ってらっしゃる 2040 年問題というのがあって、まあ消滅する自治体、896 ですか、その中に鋸南町も入っているように、入っているわけです。

そういう中で空き家も多くて先ほども言ったように限界集落もこれは他人事ではない状況ではないかなというふうに思っています。

これは定住化を視野に入れるようではすけれども、具体的にですね、このことについて、これはあの、町民のこれからの組織だけじゃなくて、町としてどんな取り組みを具体的にしていくのか、その辺はある程度町の方では、意見があって当たり前だと思います。その辺についてをですね、これからではなくて、今町の中で考えている対策、この辺をですね、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

町の取り組んでいる具体的な対策ということでございますけれども、いままでの答弁とですね、重複する点があるかと思いますが、まずあの国ですね、基本方針としましては、課長からありましたとおり、地域に安定した雇用をつくる、また、それと新しい人の流れですね、都市部との交流といいますか、地方への移住、また、子育てということで、結婚・出産・子育て支援。また、こういうですね、過疎化と言いますか、小さいところにある程度拠点の形成とかそういうものが方向性として示されているわけでございます。

それでは従前からの答弁でですね、町が従前から取り組んでいるということは、例えば国がこれは 26 年の 11 月に法案が通りましたけれども、例えば都市交流施設の事業等がそれ以前から取り組んでいることがございます。

その中でそのいろいろ、都市交流施設の特徴とかですね、差別化というようなことでいろいろ御意見等いただいておりますけれども、まずそのなかでやはり都市との交流ですね、交流人口を増やしていくということですね、一つのそこをツールとしてですね、あるいはその農業体験でありますとか、観光ツアー等のものに取り組んでいくということは一つの入口だと思うんですね。

空き家も、ただ空き家を調べれば、把握すればいいというものではありませんので、例えばその交流してきた、鋸南町に来ていただいた方とですね、どれだけ濃密に交流ができるかということがですね、定住というものにつながっていくのではないかと考えております。

それで、これらのものはですね、具体的かどうか議員が捉えていただけるかどうか分かりませんが、都市交流施設の事業の推進、または今回ですね、7 月 1 日から厚労省がかかわっていただきました雇用創造事業等に取り組んでまいりますので、これら

は国の方からはですね、今度の創生事業の方にですね、計画の中にもしっかりと取り入れてくださいというようなことでございます。

加えて申し上げますと、国からの派遣ということでもございましたけれども、例えば道の駅につきましては、当初の補助金につきましては、農水省、それから重点道の駅候補ということの中では国交省、加えてそれらの関係でですね、道の駅、きよなんの道の駅だけではございませんけれども、道の駅の活性化、これからどういうことを取り組んでいくかということの支援をしたいということで、国の方がですね、ワーキンググループをつくってですね、それについて町とのヒアリングをしていただくというようなこともございます。

雇用創造の関係につきましては厚労省の方がですね、非常に指導をいただいているところでございますので、逆に計画づくりということでの支援ということもありますけれども、個別案件でですね、具体的な支援を国の方からしていただいているということが、ある意味ではこれまで取り組んできたことですね、強味と言いますか、そういうものが次に転化していくのではないかと考えているところでございます。

具体的にということでは、答弁になっているかわかりませんが、そういうようなことで、引き続き前向きにですね、取り組んでいきたいということでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

この人口減少問題についてはね、これは鋸南町だけじゃなくて、日本全国地方と言われる所全てがこの人口対策というのはまあ、皆さんが掲げることで、これが今の「まち・ひと・しごと」というような、地方創生事業の中でですね、組まれることなわけですから、なかなか難しいことはわかっています。

ただ、全てが都市交流施設ではないと、ありとあらゆるところに課題があって、その課題に対して鋸南町でどうやって取り組んだ結果がこれからの人口増につながるかというようなことがあろうかと思えます。

先ほど私はあえてこの遊休農地のことですか、あるいはその限界集落のことですか、話をさせていただきました。

普通であれば私も農業委員という立場もありますけれどもね、農地のそのものについてもメスを入れなければ、今もう荒れ放題になっちゃうことに対して、まあ、町長もよく言われているこの鋸南町というのがですね、この都心から1時間ちょっとで来られるという非常に地の利がある。地価は安い。そういう中での、都市交流施設とは別の観点からのこれから人口の増という対策については、非常に環境の素晴らしいところというようなこともある。自然が豊かですよ。

その辺も含めた中での、あらゆる角度からのこの地方創生に向かう意味での私は質問

をさせていただきました。

したがって、できれば、土地利用計画というのがこれから鋸南町にとっては非常に必要であろうというようなことも思っておりますので、この辺についてはですね、なかなか今も具体的な答えは出ませんので、これもですね、これからの総合戦略の中で、私の申し上げたことも頭にちょっと置いていただいでですね、計画づくりというのを進めていただければというふうに思っております。

関連してですね、今、これはこれでいいですね。

次に、今町が進めてきた景観整備や自立のための施策は国の戦略と合致した取り組みというような、町長からの当初の答弁の中にございました。

そういう中で私はですね、過去の一般質問の中でもさせていただきまされたけれども、私は佐久間ダムも私は実はそこに関わってきた人間でございます。そういう中で、あそこについては、当初は県の事業として、水辺環境整備事業ということで、11億4,000万もかけてきたわけです。

それを受けて私は花いっぱいということで、佐久間ダム公園についての植栽活動をしてきました。自分の思いもありますけれども、これから観光的な要素をもつには、大体観光客って大体1時間から1時間半ということですね、申し上げてきました。したがって、どんどん広くすることもそれは結構かもしれませんが、見せ場をつくって、管理をやすくして、その上でお金をどうやってあそこに落としてもらうかというのが、一番重要なことだと思っています。

それがまだ今のところできていない。来てもらってもごみを落としたりですね、トイレを利用されるだけでは意味がない。ただ人が来れば良いわけじゃなくて、なんのためかという目的をしっかりと持っていた中での、まあ条例にもある、佐久間ダム公園というような位置づけになっているわけですから、これからはですね、この事業は、一般財源を使わなくてもこの事業を使うことでの取り組みはできようかと思えます。そういう意味で、この事業についての取り組みをどんなふうに町として考えておられるのか、その辺についてもお聞きできればと思います。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

佐久間ダムを中心とした景観整備等の取り組みですね、今後の展開ということでございますけれども、先ほど答弁、質疑があれですけれども、都市交流施設はあくまでツールであって、そこで全て完結するわけではございませんので、体験とか、いろいろ町内にですね、来客していただいたお客様をですね、周遊していただくということですね。町を周っていただくというようなことを最終的には目標としているところでございます。

そのような中で、まちづくりというのはまあ、全てに関連があるわけでありまして、

佐久間ダムに限らずですね、頼朝桜、あるいは紫陽花の植栽を全町的に取り入れているわけでございます。

その中で、今おっしゃるように、拠点としてももう少し明確なポリシーをもって整理、展開をしたらどうかということでございますので、それらにつきましては、町の景観整備、全体計画もでございますので、その位置づけの中で御指摘の点につきましては検討してですね、より良い形でお客様をですね、迎え入れできるような取り組みをしてまいりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

確かに今副町長がおっしゃるようにですね、1カ所だけじゃなくて周遊するというのは、鋸南町をいろんな、点から線へ、線から面へというような取り組みをしていただいて、鋸南町での滞在時間を長くしていただく、これは確かに理想の姿ですが、が、ですよ、そここのところを中途半端で終わらせるのではなくて、完結するというような形。そこに対して、そこをやったならば、そこにお金が落ちる、そして、要するにこれは官だけではないですよ。民がそれによって元気になる。まあ、今回の都市交流施設もそうですよね、町民のためのステージづくりというようなことを町長さんおっしゃってらっしゃる。そういう意味では、やはり行政としてやるべきところ、特に今回のような、交付金をいただけるような事業があれば、それを活かしてあそこを完結する。そしてあそこにお金が落ちて、民があそこに対してさらに広がりをもてるような形にしていくという形が必要であろうというふうに思っております。

したがって、再度ですね、今私の考えに対してのお考えが聞ければと思います。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

今渡邊議員がおっしゃられる、確かにそのとおりだと思います。

が、しかしですね、当初、先ほどあの、御質問のなかにもですね、あそこはですね、県が整備をしたと、十何億かかけて整備をしたという話がありました。

その時はですね、その施設だけの話でありまして、景色だとかそういうものはなかなかその整備費の中には取り組むことができなかつたと私は聞いております。

ですから、その結果ですね、であるとすればですね、じゃあどういう形で魅力を付けるかということで、多分町だけでは話はないわけでありまして、当然あの、この佐久間ダムについてはですね、地元の方々がですね、かなりの力を持ってですね、ああいう景観をつくりあげてきたわけでありますから、町とそして住民の方々と協力をしながらですね、これからもつくりあげていくことができればなど、そんなことを実は思っております。

まして、あそこで確かにですね、公園ですから、入場料かなんかがいただければ、それはお金になるかもしれません。

が、しかしあそこは県有地というようなしぼりがあるわけでありまして、決して町の土地ではないわけでありまして、そしてまたダムそのものがですね、県の所有物で、町が管理をさせていただいて、さらにですね土地改良の方に管理をお願いしているというような場所でありますから、その辺のことを踏まえながらですね、我々として、どう経済的な広がりをつけていくことができるかということの中での、保田の交流施設という位置づけにもなっておりますので、なお一層ですね、研究をさせていただいて、そしてなお、一番重要なことはですね、地元の皆さんとどう協業をしながらですね、あそこをつくり上げるかということが大事なことだと思っておりますので、これからも地元の皆さんのお力をいただきながらですね、行政の方と一体となってですね、そしてまた町民の方々にも、参加をしていただいてあそこの景観づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

佐久間ダムについては確かにね、これは行政だけでやっているものではなくて、地元の方々かなりあそこに努力をされた結果がですね、今あのような桜の名所、あるいは水仙というような形になっております。

なお、ただね、やっぱあそこは町の公園っていう条例に基づいた公園になっているわけですし、まあ今の状況であれば官民共同というのが当然のことだと思います。

そういう中において、当然この、今回のようなかなりですね、効率の良い事業が入ってきているわけですから、こういうものを活用してですね、今回の事業の総合戦略に盛り込むというような形も非常に重要だと思うんですよ。

だからあそこに仕上げる。また、あそこ、私が前回申し上げたのは、あの南側については、まだまだ色を入れられるでしょうと、これは桜だけじゃないですよ。いろんな色を入れられるでしょうと、ましては、観光客の滞在時間というのは、1時間から1時間半というようなことを申し上げた中で、コンパクトに見せ場をもっとつくったらどうだと、ついては、素人がつくるのではなくて、ちゃんとしたランドデザインをしっかりとつくった上での、計画をつくって、日本一の桜の里をと、桜だけじゃないですからね、まあ花の里というような位置づけにしながらお金を落とさせていただくと。

あそこでもお金を落とさなければ、まあ皆歳を取っちゃうわけですよ。後継者がいなくなっちゃうわけですよ。それに対してね、これ以上申し上げませんが、いずれにしても、この事業も、この総合戦略の中に、総合戦略じゃない、この計画の中に入れていただけるようなことをお願いをしたいと思っております。

これ、町長いかがですか。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

私はですね、そのなんて言いますかね、公園化事業がその事業の中に取り組むことができるかどうか私は承知しておりません。十分検討をさせていただきたいと、そんなことを思います。具体的にそれができるとすればですね、それは取り組んでですね、整備をすることは、できれば一番良い話でありますから、先だっても木島平にちょっとですね、視察に行ったんでありますが、その木島平でさえですね、56億円かけて公園をつくったというようなこともあるもんですから、しかし我々の所はですね、そこまでの財政的な猶予はございませんのでその辺を考えながらですね、やっていかなければならないと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

町長はですね、とにかく花については一生懸命やった結果がここまでの花で有名になった町であろうと私は思っています。

そういう意味にしては随分消極的だと私は思います。

まあ、いろんなところに行って町長補助金を見つけてこられる方ですから、これは何がなんでもね、ましてはこれ一般財源だけじゃないですから、交付金という事業があって、これをいかに取り入れるかということが、これからですね、非常にこの事業に盛り込めるか盛り込めないかは後は腕かもしれません。

そういう意味でですね、この辺をなんとか、あそこですね、お金がもうけられて、後継者が育つような形の他にシフトするんじゃないですよ。あそこ自体でお金がかかりもうけられるような形にすれば、草刈りだってなんだってね、多くの方があそこに集って、お金がかせげればもっともっとという形で広がりが出ると思いますので、いずれにしてもですね、その辺の方の計画に盛り込むこともかなりその辺は強くお願いをしておきたいと思います。

それでは最後になります。

国の基本目標ともなっておりますけれども、これは時代にあった取り組みとして、地域連携、これはあの、国の目標にもありますよね。地域連携が非常に重要であると思います。この事業も本来だったら一市町村の問題じゃないと思いますよ。大きな問題でとらえれば広域連合的な形で計画をつくるのが本来かもしれません。

ただしこれは国は各市町村1,718の自治体に対してのこれは国の取り組みですからこれはしょうがないですよ。その中においてですね、まあ、この事業に、この総合戦略について、広域的な取り組みについてをどのようにこれから実施をしていくのか。その

辺について、非常に大事なことですよね。これはあの、オール安房というような捉え方でもいままで進んできたこともあります。これは非常に重要だと思います。それについて、これは鋸南町がね、いくら旗振ったって、他の市が動かなければしょうがない部分もありますけれども、この辺について、どんなふうにこれから実施をしていくのか、最後にお伺いできればと思います。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

広域連携ということで、お話でございますけれども、例えば定住自立の形成推進というようなことで、過去にですね、取り組んできた経緯がございますけれども、最終的にはですね、どうもそれが各自治体間で合意されないと言いますかね、そういう皆でやっていこうというところまでの結論にはいたらなかった経緯がございます。

今後その地域創生ということの中でまたそのような連携をしていこうというような気運もまたあろうかと思しますので、機会を見て、またその企画担当となるかわかりませんが、協議が進めば町の方もですね、そこに関わってですね、一緒に取り組みを模索・検討していきたいと思えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

いずれにしてもね、こういう一市町村の時代ではないわけですから、その辺についてもですね、まあ、今観光はあの、観光はなんだっけな、観光は全体でやっていますよね。ちょっと名前は出てきませんが、いろんな意味ではね、そういう取り組みがこれから安房全体の問題で、クリアできることもいろいろ出てくるだろうと思います。そういう部分では、そういうことも今後ですね、この事業に関しても、視野に入れていただいて、実施をしていただければというようなことで要望です。

いずれにしてもですね、国は頑張る自治体を支援するというようなことですから、我々もがんばります。これは町だけに任せるんじゃないでね、議会としても、これは当然やらなきゃいけないことだと思います。

町を挙げて、町長がおっしゃるように町を挙げてね、鋸南創生に取り組むことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で渡邊信廣君の質問を終了します。

ここで暫時休憩としまして、午後2時35分から会議を再開いたします。

………… 休 憩・午前 2時25分 ………
………… 再 開・午前 2時35分 ………

◎一般質問

◎12番 三国幸次 君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、三国幸次君の質問を許します。

12番 三国幸次君。

〔12番 三国幸次君 質問席につく〕

〔ベルが鳴る〕

○12番（三国幸次君）

私は、ESCO事業による防犯灯などのLEDおよびLVD化についてと古い公営住宅や空き家を若者などの新しいニーズに合った再生・リニューアルについて、2件の質問をします。

私はいつも横文字が嫌いで横文字はやめてくれと言っていますけれども、この件については、どうしても横文字でしか質問できない内容ですので御容赦ください。

一件目はESCO事業による防犯灯などのLEDおよびLVD化についてです。

省エネルギー促進策として国が進めている事業の一つにESCO事業があります。環境省のホームページにESCO事業の概要というファイルがあり、「新たな財政負担を必要としない省エネルギー促進策」として紹介されています。

多くの自治体で、ESCO事業による防犯灯などのLED化が行われています。

LVDは無電極放電ランプのことで、LEDに代わる次世代ランプだといわれ、LEDよりも安くて、寿命も長く、高出力の照明にも適しており、柔らかくて自然な光だと言うことで、水銀灯からLVDに切り替えるところが増えてきています。

鋸南町でも省エネ、節電、維持管理の負担軽減ということで、防犯灯のLED化を検討する必要があります。

そこで、3点質問します。

1点目、ESCO事業とLEDおよびLVDについてどのように考えているか。

2点目、他の自治体の取り組み、実績や成果など、特徴はどうか。

3点目、防犯灯のLED化を実施に向けて検討してほしいがどうか。

次に二件目の古い公営住宅や空き家を若者などの新しいニーズに合った再生・リニューアルについてです。

古くなった公共施設をどうするかという問題は、全国の自治体が抱える課題でもあり

ます。

鋸南町は町道にある 78 の橋梁について、今後、老朽化し、更新による財政負担が大きくなることが懸念されることから、計画的かつ予防的な修繕を行うことで橋梁の長寿命化を図り、老朽化する維持管理コストの縮減と予算の平準化を行うことを目的として計画を作り、実施しています。

今回の質問では公営住宅に絞って質問します。国や自治体では、新築から資源の有効活用へと施策を転換しています。

マスコミで古い公営住宅を若者のニーズに合わせた再生・リニューアルを行い、効果を上げている事例が報道されています。

鋸南町では昨年の 4 月に空き家管理条例を制定し、空き家の調査をしていますが、鋸南町の公営住宅や空き家について、再生・リニューアルによって若者を呼び込むために活用できないか検討する必要があります。

そこで、3 点質問します。

1 点目、古い公営住宅や空き家の再生・リニューアルについての考えはどうか。

2 点目、鋸南町の公営住宅はどのような検討をしてきたのか。

3 点目、鋸南町の公営住宅や空き家を人口増になるような活用の仕方を検討してほしいがどうか。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁いたします。

1 件目の「E S C O 事業による防犯灯などの L E D 及び L V D 化について」お答えいたします。

御質問の 1 点目の、「E S C O 事業と L E D 及び L V D について、どのように考えているか」についてであります。近年、E C O という言葉が浸透し、地球温暖化対策の観点から、低炭素社会の実現に向けて、様々な取り組みがなされているところであります。

最近では、その季節になりますと、当たり前のようにクールビズや節電が実施され、エコカーの導入や太陽光発電システムの整備により E C O 活動が進められております。

E S C O 事業は、エネルギー・サービス・カンパニーの略で、工場、ホテル、官公庁の庁舎等の建物や防犯灯などを対象として、民間の E S C O 事業者が、建物等の省エネルギーを診断し、設計、施工、維持管理、資金調達などに係る、すべてを提供し、その省エネルギー改修に係る費用を、光熱水費の削減分で、賄う事業でございます。

防犯灯などのLED化に限って申しますと、既存の蛍光灯の防犯灯に係る修繕料や電気料の維持管理費のうち、LED化により生ずる複数年の維持管理費削減分で、ESCO事業者に対する、工事費償還金や事業者利益などの整備コストを支払います。

ESCO事業者に対する整備コストの支払いは約10年で、その後は維持管理費削減分が発注者の利益になると認識しております。

また、LED及びLVDについてであります。最近では、蛍光灯や水銀灯に代わる照明ランプとして、瞬時に点灯し、省電力・長寿命であり、ECOの代名詞として、価格も安くなってきたことから、普及が進み、大変身近なものになってまいりました。

LEDは、蛍光灯や白熱電球、自動車のライト・テールランプなどの代替えとして使用されておりますが、LVDは、LEDよりも価格が安く、長寿命で、水銀灯などの高出力照明の代替えに向いていると言われております。

御質問の2点目、「他の自治体の取り組み、実績や成果など、特徴はどうか」についてであります。ESCO事業は、全国の自治体の庁舎や保健センターでの導入事例があります。

庁舎に対する事業例では、照明のLED化や、空調設備を低消費電力のポンプへ更新することにより、二酸化炭素排出量の削減と、光熱水費の削減を達成し、大きな成果があったと伺っております。

また、防犯灯をLED化した横浜市事例では、市内の約11万7,000基の防犯灯を一斉にLED化し、二酸化炭素排出量を年間約2,500トン、地域負担が年間で約2億5,000万円削減されたと聞いております。

特徴としましては、LED化は、電気料が約半額に大幅に削減され、修繕の手間が無く費用が発生しないこと。点灯しない防犯灯が減少し、紫外線が少ないため、虫が寄りにくいなどのメリットがある反面、デメリットとしては、非常に直進性の強い、光の特徴があることから、まぶしく感じる場合があると聞いております。

また、近隣の南房総市、君津市では、国の低炭素価、低炭素価値向上に向けた、社会システム構築支援事業として、地域における街路灯へのLED照明導入促進事業が行われたと聞いております。

これは、人口25万人未満の地方公共団体を対象に、地域内の街路灯、防犯灯をリース方式で活用して、経済的、効率的にLED照明に更新するものであります。

具体的には、LED照明導入計画に基づき、取付工事を請け負う民間事業者に対して、人口規模等により決められた国庫補助金を交付し、取付工事費から補助金を減じた額を、リース契約するものであります。

君津市では、昨年度この事業を行って、今まで自治会が行っていた、灯具交換や修理などの維持管理を市に移管し、自治会が管理する君津市内全域の防犯灯を約8,300基、LED化いたしました。

これにより、自治会の経費負担が軽減され、防犯灯のランプ寿命は、7.5倍に、消費

電力は約 55%、年間電気料は約 52%、二酸化炭素年間排出量は約 52%が減少する成果があったと伺っております。

御質問の 3 点目、「防犯灯の LED 化を実施に向けて検討して欲しいがどうか」についてであります。現在町内には、街路灯や防犯灯が多く設置されておりますが、E C O の推進という観点から考えましても、LED 化は必然的に、行うべきものと認識しております。

町内を見渡しましても、LED 化された防犯灯は、少しずつですが、増加しているように思います。

防犯灯などの LED 化は、これまでに述べたように、多くのメリットがあることから、まさに一石二鳥の E C O であると思っております。

今後は、先進事例を参考に、補助制度の活用や、財政面からの比較・検証を行い、E C O に寄与する活動の一つとして、検討してまいりたいと考えています。

2 件目の「古い公営住宅や空き家を若者などの新しいニーズに合った再生・リニューアルについて」お答えいたします。

御質問の 1 点目、「古い公営住宅や空き家の再生・リニューアルについての考えはどうか」、及び 3 点目の「鋸南町の公営住宅や空き家を人口増になるような活用のしかたを検討してほしいがどうか」について、併せてお答えいたします。

公営住宅のリニューアルと申しますと、UR 都市機構による、ルネッサンス計画が思い起こされます。

持続可能なまちづくりという観点から、既存の住居用建物を有効に活用するため、ハード、ソフト両面での再生実験に取り組んでおりました。

当初の実験に使用された建物は、4 階建て、築 50 年、エレベーターなしの建物で、鋸南町の町営住宅に酷似しております。共用廊下とエレベーターの新設、バリアフリー化、躯体を一部撤去して 2 戸を 1 戸に改修、あるいは 2 戸をメゾネットタイプの 1 戸に改修、最上階を減築するなどの実験を行いました。

この実験では、解体撤去を前提に実施しており、実際に居住することはありませんでした。これらの実験を基に行われている UR の団地再生事業は人気を博しております。

もちろん建替えによる事業が多数行われておりますが、住宅ニーズの多様性など、大いに参考とすべきところと考えております。

本町の町営住宅については、若者世代や高齢者など多様なニーズを取り入れた複数のタイプを整備することで、定住促進に繋がる多世代交流型の住宅施設に活用を図ることが考えられ、また、地域住民にとっては津波避難タワーとしての活用も図ることが想定できます。

また、高齢者向けのバリアフリー住宅として改修を行い、町内の高齢者の方々には、現在のお宅から転居していただき、空いた住宅を若者世代に提供する方法も考えられるところでございます。

また、空き家のリニューアルについては、世帯構成や利用方法に左右されるところも大きいので、そのニーズをいかに把握するかが重要だと考えております。

空き家再生という点で、テレビで放送された参考事例を紹介いたします。人口 6,000 人程、高齢化率が 50%に近い徳島県神山町では、移住希望者が町内の空き家を待っているとの状況の事例であります。

徳島県内の移住交流センターの 1カ所を運営している NPO 法人が、移住者の逆指名制度といった、変わった手法をとっており、空き家への入居者は、子連れ家族の他、起業家、クリエイターなど、優先順位を高くしているわけであります。

その結果、職人やクリエイターといった人材が移住し、2011 年度には転入者が転出者を上回る状況となりました。

人口全体では減少を続けておりますが、過疎の続く町では大きな話題となったそうでもあります。

このような逆指名などの発想は、従前からの NPO 法人の活動があつてこそその結果であり、行政が主導でそのまま取り入れることは難しいでしょうが、その活動や考え方などは、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

空き家の活用については、住居ばかりではなく、アトリエやギャラリー、店舗などの他、インターネット環境を利用して、地方の事務所として利用するなどの事例もあるように、様々な活用方法が考えられると思います。

しかし、改修や用途、使用者の条件など、空き家所有者の意向に左右される部分が大きくなりますので、空き家バンク事業における事前の意向調査の段階で、用途の多様性に関する項目を増やし、きめ細かい情報を提供することで、利用者の増加につなげ、創意工夫で有効活用を図っていきたいと考えております。

御質問の 2 点目、「鋸南町の公営住宅はどのような検討をしてきたのか」についてありますが、町営住宅の今後については、現状維持のほか、耐震補強をした上で改修する方法や、現在地に改築する、または別の場所に新築する、さらには町営住宅の運営そのものを打ち切り、解体撤去するという、5つの選択肢が、現実的には考えられるところであります。

この中で、現状維持については、築 45 年を経過しており、老朽化も認められる建物であるため、選択肢からは除外しております。

したがって、改修、または改築を含む新築、あるいは解体撤去して運営そのものを打ち切る、のいずれかを選択しなければならないと考えておりますが、改修には、耐震工事の他、様々なニーズに対応する改修なども必要になりますし、新築には当然に多額の費用が必要になります。

解体撤去した場合には、町内の空き家を町で借り上げて、住宅の必要な方々に賃貸する、公営住宅の運営方法も考えられますが、現在は、町民全体の安全にかかわる橋梁改

修やトンネル点検など、多くの事業を実施しており、財政的にも厳しい状況でございますので、今後、議会の皆様とも協議させていただき、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今1件目2件目の町長答弁を聞きまして、考え方としては一応前向きな答弁だったと感じます。

それでは、まず1件目の再質問からいきます。

防犯灯についての答弁の中で多くの、鋸南町には多くの防犯灯があるという答弁がありましたけれども、具体的に鋸南町にいくつの防犯灯があるのか、もしつかんでおられたらお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

資料がちょっと古くて申し訳ないんですけども、平成22年度の資料によりますと、町で管理している街灯数は382基、各区での管理が1,171基、合わせて1,553基と把握しているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今町の管理のものと、区の管理のもの、この区の管理のものというのは、国の管理のものも併せて入っている数なのか、その辺どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

そのように思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

それで、町が管理しているものについては、まあ、修繕料とか維持管理費は、これは計算できると思います。

で、区の管理しているもの、国が管理しているもの、それらが年間どのくらい区民が負担しているのか。調査あるいは検討したことがありますか。なければいいです。どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

町の管理しているものについては、1基当たり1カ月510円という数字が出ております。ただ、それが果たして区の方で該当する、当てはまるかどうかというのは申し訳ございません。はっきりとは申し上げられないところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

答弁の中でもありましたけれども、君津市の例とか、他の例も挙げておりました。それで、この中で特徴的なのは、いままで区とか自治会が管理していたものを、市とか、自治外の管理に移して実施すると、これで市も当然その事業によって経費削減図れますけれども、やはり最大の恩恵を被るのは、いままで自治会が管理して維持管理費を負担していたこれが大幅になくなると、とにかく日常の点検が必要ないわけですから。そういう意味で、このLED化によって、一番ありがたいと感じるのは、地域住民じゃないかと思うんですね。それも今省エネルギー事業には国の補助制度いっぱいあります。ESCO事業を使う方法もありますし、そうじゃないものもあります。

答弁にあったように、国のエネルギー対策の事業、そういう補助金を使って、内容とすれば、10年かけてリースにするとかってありますから、ほぼ似たような形態の事業の形になるんですね。だから新たな町の財政負担もなくともあるいはまとまった負担をしなくても、実施できる工夫をすればできるというものがありますのでね、これぜひともこれ、できるだけ早く、具体的な検討をしてもらって、実施する方向で検討してほしいと思うんですが、再度その辺、前向きな答弁がありましたけれども、その辺さらに具体的にどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今答弁でもありましたとおり、ESCO事業と、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業があります。ESCO事業につきましては、メリットとして、初期投資等が不要でございますが、やはりあの、相当なメリットがないと、業者の方にサービス料等払わなきゃいけないような状況もありますので、その辺で鋸南町の保有している街灯等で果たして業者の方が食いついてくるかっていうのはちょっと心配がございます。

もう一つの方の君津・南房総市が行っている低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業につきましては、これは補助事業でございますので、2,000万円を上限とするか、あるいは3分の1の補助というような形になります。

確かにこれでいきますと、補助金でございますので、その分だけ安くなるし、街灯の方もですね、20ワットですと、それがLEDにしますと10ワットになりますので電気料等も半減されるという形でメリットはございますが、この事業を使いますと、どうしても初期投資が必要となりますので、町の財政の方が多くなると、同時にですね、議員さん御指摘のとおり、区の方の街灯を全て町のものにするということは、区は確かに軽減されますが、町の方がどうなるかということ、どうしても町の所有になりますので、負担が増えるような状況もあると思いますので、その辺も加味した中で、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今先進地を見るとね、区の管理を自治体の管理に移してもメリットがあるということを取り組まれているんですね。で、南房総市の場合は補助事業で一時的な負担が当然ありますけれども、これはもう経費削減分で賄われるという計算のもとにやっていると思うんですね、

そういう意味で鋸南町のこの全体の量がね、そんなに多くないですから、本当にきちっとした検討をしてもらわなきゃいけないと思いますけれども、そういう検討を、そういうことも含めてね、1回目の答弁にありましたように正に一石二鳥のECOであると思っっているという答弁がありましたんで、やはり積極的に取り組んでほしい、これは要望して終わります。前向きな答弁貰っていますので。

次に2件目の再質問にいきます。

2件目の質問でもかなりいろんな全国の例など、答弁がありました。

最近、特に最近ですね、そういう取り組みの報道が増えています。

鋸南町でも、公営住宅というと一つしかありませんけれども、もう当然古くなってきて、耐用年数も近づいていると、そういう意味で、町としてももう検討したっていう様子がうかがえる答弁でした。そして、この中にですね、避難エレベーターとして活用することも想定できますという答弁をしていました。その辺で私その避難タワーという点でいきますと、何年か前に防災のことで質問をして避難タワーの検討をしてほしいという質問をしたことがあります。そういう観点からも、この公営住宅の改修になるのか、建て替えになるのか、これはきちっとした検討をしなければいけないけれども、その際ぜひともねやはり、あの地区、近くに高い所がないのでね、その避難タワーという視点から取り組めば、別の意味での補助事業が活用できるんじゃないかということも想

定できますので、そういう点でどうでしょう、一つひとつの答弁の中にあつたこういう方法も、こういう、5つの方法が考えられて、そのうちの一つは除外して4つの方法で検討ができるという答弁がありましたけれども、私はその、避難タワーという点で、どうでしょう、もっと突っ込んだ検討をしたのかどうか、その辺どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

具体的にその、避難タワーとしてのですね、検討については、内部では行っておりません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

一応想定されるということで答弁したんだと思います。そういう意味では、私もこの津波避難タワーという点では非常にね、前向きな発想だと思いますので、ぜひこれ、町としてもこれ、検討の第1番の検討の課題として、ほしいんですが、町長どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

先ほどもあの、三国議員さんの答弁の中でですね、町の町営住宅、築四十何年経っているという話をさせていただきました。

当然避難タワーにするにしてもですね、改修をして使うにしてもですね、これは耐震をですね、調査をですね、先にやっておかないと、いずれにしてもですね、結論の出ない話でございまして、耐震の調査を行った後にですね、どういう形の利活用ができるかということを検討しなければならないこととございますし、その時にはですね、財政的なことも検討をしなければならない。まあ、最初の議員の皆様方の御質問からですね、財政的にかなり厳しい部分もございまして、広域の事業の展開もあるわけですし、そしてまた町内ではですね、橋梁ですとか、トンネルのですね、長寿命化という課題も抱えているわけですから、いずれにしてもですね、耐震の状況を把握をしてですね、財政的な検討をしていかなければ、前に進むものではございませんので、その辺のことは御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

2件目の再質問の途中ですけれども、1件目で再質問の漏れがありましたので、よろ

しいでしょうか。

LVDの問題を再質問するのが抜けました。

LVD化につきましては、倉庫とか、水銀灯でやってるところのLVD化っていうのはかなり進んでいるんですね。これは水銀灯の3分の1以下の電気料になると、それから寿命も相当長いということで、水銀灯と比べたら格段の差があって、性能もLEDよりも安くて長寿命と、そして高出力ということから、そういう水銀灯のところにLVDに付け替えている事例が増えています。

で、最近鋸南町ではB&Gで新しい照明にしましたよね。それから、中学の体育館も水銀灯が切れたりしているんで、予算付けて改修、取り替えしたと思います。

その時にはどうでしょうLVDの新しい、最新の照明のことが検討になったのか、ならなかったのか、そういう情報がなかったというんならそれはそれでいいんですけども、どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

ただいま海洋センターと中学校の体育館のランプはどうかということでございますけれども、まずあの海洋センタープールの照明につきましては、従前はですね、前使ったものについては、リフレクターという水銀灯でございました。それが今回の改築にあたりましては、従来よりも経済的、設置費、器具単価を安く、高照度、輝きですね、また、省電力、長寿命ということで、水銀灯よりも能力が上回っているということで、メタルハイドランプというものを設置させていただいております。中学校の体育館も同じくメタルハイドランプでございます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今答弁のあった照明は、いままでの水銀灯と比べると性能も良くなって、寿命も長くなっている。しかし、水銀灯には変わらないんですね。点灯するのに時間がかかるし、それから、寿命の70%くらいたつと、明るさが50%減少すると言われていています。

だから、やはり、改良されて電気代も安くなっているけれども、水銀灯の域を出ないものというふうに私は調べた結果出ています。

それで、その、今言ったやつやHIDとかっていう照明器具の部類に入ると言うんですけども、LEDとそれからLVDの比較なんかも出ています。そういう意味でいくとやはりLVDの性能はやっぱり圧倒的に良いですね。そういう意味ではこれは、済んだことはもうとやかく言いませんので、これからはもしそういう事例が発生するようでは

たらね、このLVDの導入をぜひとも検討してもらって、この省電力節電省エネルギーに結び付けていってほしい。これ、要望します。

それでは、2件目の質問を続けます。

公営住宅についてはもう何年も前からなんとかしなきゃいけないということで検討にあがったと思います。それで、私今、避難タワーという点を強調しましたがけれどもね、防災の面からも、折角ある町営住宅ですのでね、これをいかに活用し、町の資源、あるいは町民のために活かせるかという観点から、検討して欲しい。その点どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

先ほど町長からもありましたけれども、一つ一番懸念されることは耐震がっていうことですかね。そこら辺の問題をですね、少し調査させていただきまして、その後ですね、また活用の、結果によって活用の方向性って言いますかね、仕方も変わってくると思いますので、いつに実施するかっていうことはここでは申し上げられませんが、まず、そこら辺の調査を先に先行してやらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

その方向で、ぜひやってほしいと思います。

続いては空き家の問題です。空き家の調査をしていると思いますのでね、これ、私も報道の範囲を出ませんけれども、空き家も借り手からいくとね、現状のままでよければと、改修は自由にしてください。出る時も元に戻さなくていいですという条件で募集したら若者とかなんとかが、かなり関心をもって応募が殺到したという報道を聞きました。

だから鋸南町の空き家の中でもね、現状のままでいい、でも入る方が自由に改装してもいいですよというような物件、そういうものに使えるかどうかという空き家なんかもね、ぜひとも、さらに細かい項目で調査を検討したいという答弁がありましたけれども、私からもその辺を含めてね、空き家の活用の仕方の分類というか、利用の方法、具体的な検討をしてもらって、いろんなニーズに対して多用できるような方法を考えて、これ全部町がやるのも大変ですから、そういう意味では、どういう形でそういうものを検討し、PRし、あるいは呼び込みにつなげていくかと。これ組織的なことも含めてね、ぜひ具体的な検討を進めてほしいと思いますがどうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

空き家の関係につきましてはですね、先だっけの全協の方でもお示しさせていただき

ましたが、現在 672 軒の空き家がございます。

そして、その中で 68 軒が利活用が可能ではないかということで考えられております。

今後につきましてはですね、この利活用が考えられる建物の所有者に対しまして、今議員さんおっしゃいましたようなことも含めまして、アンケート等の調査の方を実施をさせていただいて、そういった部分の意向について、調査の方を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

これね、やはり、時間もかかると思いますし、それから職員だけでっていうのも無理な点も私わかりますのでね、ぜひとも綿密な検討をして、空き家を活用して人口増やあるいは若者などのニーズに応えられるような活用法、いくつかきちっと検討して方向性を出してもらった上で具体的な取り組みにつなげていってほしい、これ要望します。

もし答えがあればどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

いずれにしてもですね、空き家の実態としてですね、鋸南町にどのくらいあるかということですね、調査をさせていただいた結果がですね、六十何戸かはですね、利活用できるのではなかろうかというような結果になったわけでありまして、先ほど飯田課長の方から話をさせていただきましたようにですね、六十何戸についてはですね、所有者の方に再度確認をさせていただいて、どういう利活用の仕方ができるかということを中心に把握をさせていただきたいと思います。それからどういう形で利活用するかということを検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

最後に要望も含めて。

これもインターネットのデータですけれども、再生アイデア集なんていうのもね、インターネットであります。

その中には今私が言ったことなんか全部入っています。そういう意味で、鋸南町でそういう中から取り入れられるものはぜひやっぱり積極的に情報を取り入れて検討してほしい。

要望して質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で三国幸次君の質問を終了します。

ここで暫時休憩としまして、午後 3 時 20 分から会議を再開いたします。

…………… 休 憩・午後 3 時 1 4 分 ……………
…………… 再 開・午後 3 時 2 0 分 ……………

◎一般質問

◎2 番 青木悦子 君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、青木悦子君の質問を許します。

2 番 青木悦子君。

[2 番 青木悦子君 質問席につく]

[ベルが鳴る]

○2 番（青木悦子君）

それでは、初めてで要領がわからず、前置きが非常に長くなりますけれども、眠くなるでしょうけれども、我慢して聞いてください。

一つ目ですけれども、まちづくりの基本理念をどう捉えているか、ということです。

私は 2011 年に策定された鋸南町の総合計画に基づいて質問いたします。

総合計画をみまして、まず目を引くのが、皆でつくる 3 つ星のふるさと鋸南を共につくりましょうです。

こんなに素晴らしい計画が策定されて、まちづくりが推進されていることを私は知りませんでした、この度議員となり、初めてこの鋸南町総合計画なるものを手にして目を通した次第です。

まちづくりの基本理念は目を見張るほどの驚きをもって読ませていただきました。策定に携わった方々に経緯を表すると共に、住んで 40 年以上も経っている私よりも、都会から来た人たちも入っていましたので、鋸南町のすばらしさを理解し、愛して住んでいらっしゃる方々だと拝察しております。

折角ですので、読んでみたいと思います。いまさらと思って呆れないでください。

目を瞑って、その 3 つ星のふるさとを想像してみてください。三ツ星の一つ目です。里山を彩る。里山は私たちの周囲にいつもあり、静かに私たちを見守っています。四季折々に美しい表情を見せ、私たちに恵みをもたらし、私たちの心を癒します。私たちは

里山や花や、動物たちで彩り、里山の恵みを生かしたまちづくりを進めます。いかがでしょうか。

二つ目です。里海に根ざす。里海は絶えずキラキラ輝き、波音で私たちを高揚させます。ここでしか味わえない魚のおいしさや、マリンレジャーの奥深さで私たちを魅了します。私たちは里海の大切さを常に心に抱き、里海に根ざしたまちづくりを進めます。

三つ目です。里愛で結びつく。鋸南町の住民、町を訪れる訪問客、そして町のことに興味を持った未来の住民、訪問客、里愛は鋸南町をテーマに皆が結びつきます。私たちは明日の明日の鋸南町を皆で開く里愛で結びつくまちづくりを進めます。住んでよし、働いてよし、訪れてよしの三ツ星のふるさとをつくっていきます、と宣言してあります。

審議会、これを策定した審議会委員の皆様も、鋸南町の総合計画の目標達成のために、最善の努力をはらうようにと答申していました。いかがでしょうか。

しかし、現在の危機感溢れた鋸南町の状況は本当に三ツ星のふるさと鋸南に向かっているのでしょうか。

この総合計画の基本理念をどこかに忘れ去られている部分はないのでしょうか。

本当に真剣に三ツ星のふるさとを考えてまちづくりが行われているのでしょうか。都会の人たちなどの観光客はこのような観光地を求めてこの鋸南町を訪れるのでしょうか。鋸南町に住みたいと考えるのでしょうか。私はそうは思えません。

豊かな自然の溢れる里山・里海が魅力なのではないのでしょうか。私自身も大きなことを言える立場にはありません。いままで行政任せ、あまりふるさとの地元意識もなく暮らしてまいりました。町のお役に立つようなこともせず、お任せの一町民でしたから、本当にこのようなことを口にするのも本当に恥ずかしいです。

自分がなんとか不自由なく過ごせればいいやくらいの、本当に申し訳ない一町民でした。反省をしています。もっともっと鋸南町に関心をもって、自分たちの町は自分たちでつくるという意識をもたなければ、おまかせでは駄目なのだとこの度強く感じました。

ずいぶん遠回しになりましたが、汚染土、汚染土埋め立て問題のことです。町民皆が三ツ星のふるさとを創生するのだという目標をもって、まちづくりにまい進すれば、このようなことにはならなかったのかもしれない。

総合計画の役割として、住民と行政が強調して創意工夫し、確かな地域力を高める必要性をうたっています。

確かな地域力とはなんでしょうか。この汚染土埋立問題に関しては、非常に大きな問題です。住民のニーズをふまえ、住民の行動指針として有効な事業でしょうか。確かな地域力につながるのでしょうか。

そこで一つ目、質問いたします。

町当局が考える三ツ星のふるさととはどのようなものか、具体的にお聞かせください。

2つ目、汚染土埋立問題が明るみに浮上した当初は、住民のニーズをどのように踏ま

えて、対応してきたのでしょうか。

3つ目、汚染土埋立処理施設設置計画及び林地開発許可申請時における町当局の意見書作成にあたり、3点の基本理念を踏まえて、どのような調査、確認をして提出をされたのでしょうか。また、町の意見書に対する回答とそれに対する確約は取り付けているのでしょうか。

四つ目、今後、鋸南町民のニーズをどう捉えて3つのふるさとづくりを推進していくのか。

次に、輝く人材づくりについてです。

人口の過疎化、少子化は全国的な現象であり、鋸南町だけの問題だけではありませんが、今の子どもたちが輝く人材として成長して、輝きを發揮できる就職先もなく、町外に流失してしまうのが現状であることは言うまでもありません。しかし、先ほどから過疎化、少子化いろいろ言われていますけれども、それを食い止める方策がとられているのでしょうか。一生懸命育て上げた子どもたちが、町に残れず、その結果、あらゆる弊害が町を疲弊させつつあります。

「大きくなったらふる里の鋸南町のために勉強するぞ」という子どもを育てる事も重要な政策だと思います。

どこかの市のことですが、市長は教育行政には介入しないと宣言したところもあります。ふるさと創生には欠かせない教育分野もあると考えます。私は、町の行政と教育行政の連携がふる里の創生のために必要不可欠と考えています。

そこで次の3点について質問いたします。

町行政と教育行政の連携についてどのようにお考えでしょうか。

二つ目、三つ星のふる里に誇りがもてるような、教育課程は現在どれくらい編成されているのでしょうか。

3つ目、魅力あふれる鋸南町の教育についてどのような展望を持っておられるのでしょうか。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

青木悦子君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

青木悦子議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

1件目の「まちづくりの基本理念をどう捉えているか」についてお答えをいたします。御質問の1点目、「町当局が考える理想の里山、里海、里愛とは」についてですが、平成23年度から10年間を期間とした町の基本構想において、「里山を彩る」「里

海に根ざす」「里愛で結びつく」を3つのまちづくりの基本理念に据え、それぞれ重点プロジェクトを掲げ、取り組んでまいりました。

まず、「里山ときめきプロジェクト」では、住民と行政がともに鋸南町の里山の重要性を認識し、最大限に保全、活用することを方針に掲げ、優良農地の確保や花あふれるまちづくりの推進、里山を通じた交流の推進を主な取り組みとしています。

次に、「里海ときめきプロジェクト」では、住民と行政がともに鋸南町の里海の重要性を認識し、最大限に保全、活用することを方針に掲げ、美しい海洋環境の保全、つくり育てる漁業の振興や里海を通じた交流の促進を主な取り組みとしています。

最後に、「里愛あったかプロジェクト」では、住民同士の支えあいや、観光客を温かく受け入れるおもてなしの心、住民一人ひとりが里愛で結びつく、「確かな地域力」の維持、強化を方針に掲げ、地域ぐるみの健康福祉のまちづくり、安全・安心なまちづくり、里愛を未来へつなぐふるさと教育の推進、そして里愛あふれる観光地づくりの推進を主な取り組みとしています。

それぞれに掲げた重点プロジェクトの取り組みは、構想策定から5年目を向かえ、着実に施策を遂行し、一定の成果を上げているものと認識をしております。

東京都心から1時間の時間距離で結ばれ、自然豊かな景観が保たれている本町において、これからも町の宝である「里山」「里海」「里愛」の恵みを活かし、“まちづくり”を継続していくことが重要であると考えております。

御質問の2点目、「汚染土埋立問題が明るみに浮上した当初は、住民のニーズをどのように踏まえて、対応してきたのか」についてであります。鋸南開発株式会社の汚染土壌処理施設の設置計画については、平成24年4月27日付けで千葉県環境部長より町へ意見照会がありました。

千葉県では、「汚染土壌処理施設設置に関する指導要綱」が整備されていないため、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に準拠する形で事務処理を進めるとのことでした。

これを受け、第1回目の役場庁内会議を平成24年5月7日に、第2回目会議を平成24年5月14日に開催し、併せて現地の確認調査を行ったところでございます。

その後、平成24年5月23日に議員全員協議会にて、鋸南開発株式会社及びコンサルタント会社から計画の説明を受けております。

その内容は、工事内容、工事の安全性、工事後の土地の利用計画等の概要で、説明後の質疑では、各議員さんから工事及び工事後の安全性や汚染土の発生元など、多岐にわたり御質問をいただくとともに、地元区だけでなく広範囲な地域への説明会が必要である旨、事業者に要請がなされました。

その後、平成24年6月1日には環境審議会を開催し、各委員さんからも御意見をいただき、6月5日に答申をいただいたところであります。

これらの意見を集約、整理させていただき、平成24年6月15日付けで、町の意見書

を千葉県に提出いたしました。

御質問の住民ニーズの把握につきましては、地元本郷区では平成 24 年 2 月 26 日に説明会が開催されており、多くの質問が出されましたが、賛否については計られず、また他の地区では説明会がなされていない時点でございましたので、住民の方々の計画への賛否については、把握できる状況ではありませんでした。

6 月 4 日中佐久間区から住民説明は開始をされております。

その後、議会においては、平成 25 年 3 月の定例会におきまして、施設設置計画反対の請願が採択され、また、平成 25 年 3 月 9 日には、勝山漁業協同組合が反対を表明、以降、19 の行政区、5 つの団体が反対を表明したところであります。

御質問の 3 点目、「汚染土埋立処理施設設置計画及び林地開発許可申請時における町当局の意見書作成にあたり、3 点の基本理念を踏まえて、どのような調査、確認をして提出したのか。また、町の意見書の回答の確約は県から取っているのか」についてであります。先ほども申し上げましたとおり、汚染土壌埋立処理施設設置計画意見書は、庁内会議、環境審議会議、議員全員協議会の内容を集約をして提出をしております。

内容の主な概要といたしましては、当町は、農業及び漁業、そして観光が主要産業であり、計画地周辺及び下流域においては、花卉、野菜、畜産等の農業が営まれている農業振興地域が広がり、下流の海域においては、漁業が営まれ、海岸線には海水浴場が広がっており、これらの産業に被害を与えることのないよう、許可にあたっては慎重な審査を願いたい。また、公害・災害の発生防止策を万全にするよう指導されたい。放流先である佐久間川は、二級河川で県の管理となっているので、定期的な水質の測定をお願いしたい。また、汚染土壌の流出による土砂の堆積等があった場合には、県の責任において指導するとともに、適正な処置を施されたい。併せて、将来に亘って処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、不測の事態が生じた場合には、許可権者が責任を負うことを明確にさせていただくとともに、採石法に基づく岩石採取計画の変更及び他の事業計画の移行については、法令を遵守し、県条例を整備し、慎重な審議・審査をお願いしたい、といたしました。

また、勝山地区、佐久間地区並びに勝山漁業協同組合、保田漁業協同組合、鋸南土地改良区、商工観光団体等にも説明会を開催し、理解を得るよう意見書に記載をいたしました。

今回の意見書は、県からの意見照会に基づき提出したものであり、通常意見書に対する県の回答はありませんが、県からは、事業者に対し、町からの意見書を審査指示事項として通知した旨、連絡をいただいております。

事業者からは、町の意見書に対する協議状況の回答をいただいておりますが、「地域住民に説明し理解を得ること」など、中にはその時点で調整がつかないものもあり、その旨が事業者から県に「指導事項調整済回答書」として提出されております。

県から町に対しては、「指導事項調整済回答書に対する確認」として意見照会が 4 回

ほどあり、町から県に対し、再三、協議・調整済みではない旨回答しているところまでございます。

次に、林地開発行為の許可については、平成 24 年 2 月 29 日付けで、「林地開発行為変更許可申請書」が事業者から千葉県に対し提出され、平成 24 年 3 月 5 日付けで、町に対して意見照会がなされました。

林地開発につきましては、森林法第 10 条の 2 第 6 項で、許可にあたっては関係市町村長の意見を聴くこととされており、町からは、土砂災害対策・落石防止対策の適切な処置や埋立て土に対する遮水対策の徹底などの指導、汚濁水の流出防止、埋立て土への浸透防止の指導、水源の涵養のため、計画どおりの植林等の指導、森林環境の回復、保全のため植栽施工の指導を徹底するよう記載し、その他の事項として、交通安全対策、粉塵対策、場内における廃棄物の適正処理の指導及び、埋立て土は土壤汚染対策法による環境基準に適合したもののみを使用することの要望を意見として提出しております。

なお、県から事業者に対しては、町からの意見書の写しを添付し、意見書の内容を遵守することを条件として、平成 26 年 1 月 27 日付けで許可を通知しております。

御質問の 4 点目、「今後、現在の鋸南町民のニーズをどう捉えて 3 つの基本理念に邁進するのか」についてであります。平成 27 年 5 月 22 日付で、鋸南開発株式会社より汚染土壌処理業許可申請が県に提出されておりますが、町といたしましては、林地開発に対する意見書、汚染土壌処理施設設置に対する意見書にも記載したとおり、花卉、野菜、畜産等の農業などの「里山」を守り、漁業の場であり、海水浴場が広がっている「里海」を守り、公害や災害が無く、みんなが「里愛」で結びつくふるさと鋸南を守ることを、まちづくりの基本理念として今後も進んでまいりたいと考えております。

今回の鋸南開発株式会社採石場における汚染土壌埋立処理施設の問題につきましては、皆様も御承知のとおり、町内の行政区をはじめとする多くの団体から「計画について反対する意見書」が提出されており、又、先に行われた統一地方選挙における鋸南町議会議員一般選挙では埋立反対を掲げた候補者の方々が全員当選するなど、汚染土壌埋立処理施設の操業開始については、操業反対という大多数の民意が示されたと考えております。

町といたしましては、県に対し、署名運動や選挙結果を重く受け止めていただき、県民の意見として尊重し、処理業の許可又は不許可の判断は、町民の皆様のご理解が得られるよう慎重に対応していただけるよう、去る 6 月 9 日、千葉県水質保全課に対し、千葉県知事宛ての要望書を持参したところであります。今後も状況を見ながら対応してまいります。

2 件目の「輝く人材づくりについて」お答えをいたします。

御質問の 1 点目、「町行政と教育行政の連携についてどう考えるか」についてであります。平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、本年 4 月 1 日から施行されました。

今回の改正では、従来の教育委員会制度における「教育委員長と教育長との責任の不明確さ」、「いじめなど急を要する問題への対応」、「地域住民の民意反映のあり方」などが見直しされ、教育の政治的中立性を保ちながら、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、さらに地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等、抜本的な改革が行われました。

特に、教育長が地方公共団体の長により直接任命されることに加え、長と教育委員会とで構成し、教育行政全般にわたって協議・調整する「総合教育会議」の設置が義務づけられたことから、町行政と教育行政との正式な協議の場が設けられ、子どもの育成を地域で支える施策など、連携をさらに強化できるものと期待しているところであります。

鋸南町においては、5月18日に「総合教育会議設置要綱」を制定し、5月24日から富永新教育長が就任したことから、本町における新体制を整えつつあります。

今後、「総合教育会議」を通じて、鋸南町教育の課題やあるべき姿を共有し、互いに議論を重ねる中で相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政に努めていきたいと考えております。

御質問の2点目、「三ツ星のふる里に誇りがもてるような、教育課程は現在どれくらい編成されているのか」についてであります。教育委員会が年度初めに定める「鋸南町教育の指針」の中で、「郷土を知り、郷土愛の育成」と位置づけ、小学校、中学校ともに、総合的な学習の時間を活用し、鋸南町に関わる学習を行っております。

平成26年度の実績を申し上げますと、小学校においては、3年生は「紹介したい場所や人を考える一町じまん」等で、62時間。4年生は「地域の紹介やごみの持ち帰りなど環境問題」等で、56時間。5年生は「鋸南の名物をつくる」等で、41時間。6年生では「鋸南町がどんな町か考えよう、みんなが暮らしやすい鋸南町にするためには一」で、36時間の授業を行っております。

中学校においては、1年生では、地域産業の理解を深めることを目的とした「魚のひらきづくりの体験」、町の名所旧跡を巡り歴史や文化を学ぶ「フィールドワーク」のほか、自分たちの目線でこれからのまちづくりについて考える「未来の鋸南町プロジェクト発表会」として22時間、2年生では、職場体験学習や鋸南町の産業「一人一研究」で28時間の授業を行っております。

小・中学校ともに、町民の方々の御協力をいただきながらの学習は、地域の方々との関わりの中で育まれる良い機会と考えております。

今年度においても、両校とも、郷土を知り、考え、誇りがもてるような教育課程を予定していると聞いております。

御質問の3点目、「魅力あふれる鋸南町の教育についてどのような展望を持っているか」についてであります。鋸南町教育の今年度の基本方針は、「輝き続ける人づくり」と定められております。

家庭教育・学校教育・社会教育の3分野から、町民一人ひとりに「輝きを発する人づ

くり」を目標に掲げております。

その人づくりとは、子どもたちに対しては学力のみならず、地域を理解し郷土愛をもった実践的な人間を育成することにあります。

「教育の展望」とのことではありますが、郷土に誇りを持てる人づくりのために、学校教育だけでなく、広く社会教育上の観点からも、町民の皆さんにも積極的に関わっていただく必要があると考えております。

我が町は、保育所、幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ1施設となっておりますが、このことは、むしろ子どもたち一人ひとりの顔が見え、より一層、鋸南の教育が推進できると考えております。

鋸南町だからこそできる、きめ細かい指導、一人ひとりの成長の過程を見守ることのできる、手厚い教育、人づくりのための環境ととらえております。

今後、「地域ぐるみの学校教育」、「保・幼・小・中が連携した鋸南教育」というものを、教育委員会ともよく連携を取りながら、町民の皆さんとともに作り上げてまいりたいと考えております。

以上で、青木悦子議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

○議長（伊藤茂明）

青木悦子君、再質問はありますか。

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

ありがとうございました。

一つ目の、まちづくりの基本理念をどうとらえているかについてですけれども、三ツ星のふるさと、里山、里海、里愛の恵みを活かしてまちづくりを継続していくことは、私たち住民にとっても願ったりかなったりの魅力的な方針として、官と民が共に共働で、共に働くですね、共働で誇りをもって取り組んでいけると思っています。

しかし、住民が猛反対している汚染土壌埋め立てについては、どのように解釈しようとしても無理があります。

これから、都市交流施設を拠点として町の活性化を願っている皆さんも同じではないんでしょうか。どうしても解釈できないんですよ。三ツ星のふるさとにはふさわしくありません。このことが浮上した時点で、いろいろな角度から民意を確認して、町としての意思をはっきり伝えるべきだったと考えます。

意見書のやり取りが行政として手続き上の問題で片づけられることでしょうか。ましては鋸南町の創生にかけているのであれば、もっともっと危機感を募らせて、町にとって本当に有効なものなのかを調査確認してほしかったと私は思います。

国のガイドラインに沿って建設された埋め立て施設が、全国的にも破損しているという情報が入っています。インターネットで調べました。

福島原発のように国の英知を振り絞ってできた原発、安心安全な施設などありえな

いんです。不溶化処理された汚染土の安全も未来永劫なんて絶対ないんです。人工的につくられたもの、いつかは必ず壊れて破壊します。破損します。地球だって壊れ始めているじゃないですか。

その有害物質も不溶化されたとはいえ、例えばですよ、イタイイタイ病の原因であるカドミウムが1キログラムの土壌に1.4ミリグラム含有されていたとしたら、土、148万立米の土を比重で計算すると、250万トンで、だろーうです。

総量で3.5トンのカドミウムがそこに存在し続けるんです。

活断層があるかもしれません。近くにあると聞いています。

この自然あふれた鋸南町を活性化して未来に引き継いでいくのに、こんなに簡単に判断されていいんでしょうか。

町には許認可権がないから、また、土壌汚染対策法には問題がないからという、そんな問題ではありません。住んでいる住民の健康・福祉の増進を図ることが最優先、最も重要なんじゃないんでしょうか。そこを根本に据えていただければと、怒りが込み上げてくる次第です。

このようなリスクが想定される事業が町おこしには必要ありません。先ほどからいろんな議員が地域創生、地域活性化、いろいろたわれていますが、この汚染土壌は根本的な問題じゃないんですか。

まだまだありますけれども、当初から危機感をもって、住民・業者・県への対応をしていたら、もしかしたらこのようなことにはならなかったかもしれません。と、私はこのように考えておりますけれども、先ほどから自分の命は自分で守る。自分の町は自分たちで守る。これが基本じゃないんでしょうか。法律上とか、県の許認可権とか問題にしていたら、自分たちの町は自分たちで守れませんよ。と、私は考えています。

私の今の考えに対する答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

先ほどのですね、町長の答弁と同様でございますが、まちづくりの基本理念を守りながら、進んでいきたいというふうに考えております。

また、汚染土壌埋め立て処理施設の問題につきましては、行政区をはじめとする、町内の団体や、署名等により多くの皆様が計画について反対をしているということも認識をしております。

今後も千葉県に対しまして、民意を尊重、繁栄をした対応をしていただけるよう、引き続きお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

忘れちゃいました。

まちづくりの基本理念を守りながら、というんですが、この2011年に策定された基本理念が年頭にあつたら、当初からこれは必要ないという判断、それから、この施設が国のガイドラインに沿っているから安全だとか、煌めく海を守れるとか、そういうことを念頭に置いてのいままでの体制だったのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

当然鋸南町ですね、自然あるいは環境を守っていくということはですね、行政の町であり、町民の方であり、一応同じだと思っております。

その中で国のガイドライン云々っていう施設のものもありますけれども、行政はその手続き、手続きと言いますかね、そのやり取りの中で当然意見書を挙げるにしても町内での会議、また環境審議会、また町民の代表であります議会の皆様と協議する中で意見書を取りまとめ、県の方に上げさせていただいたところでございます。

当然、そこにはですね、さまざまな心配される事項もございますので、それらを網羅したものをですね、県の方へ提出をさせていただいたものでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

まあ、町の重要な代表になっている役職の方々と相談して、環境審議委員会から議会等でも審議されたというんですが、でも、そういう意見書を作成にあたって審議されたということですけども、こんなにも住民が猛反対するということは、審議されたということと、結果と、この住民の猛反対と、いや、町が賛成したとは言いませんよ。意見書においてこれを許可、許可っていうかこれについて、判断した、そのことについて受け入れるという判断をした、それについて判断したとは思っていませんけれども、一応意見書を提出した時点でいろいろな方に意見を問うたと、だけれども、これだけの住民が猛反対しているということが、その時点で予測できなかったのでしょうか。

ましては、漁業会なんかは早くに反対決議を出していますよね。風評被害でかなり問い合わせがあるというふうに聞いています。

その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

なんて言ったらいいんですかね、この事業のですね、推進にあたって、さまざまな問

題、あるいは意見がですね、あるだろうということが想定をされていたところでございます。

その中でですね、その手続きをなんで進めたんだということでございますけれども、これは県ですね、意見照会が来て、出さなければ町の意見はなにもなしというような形になってしまいますので、想定される中で、懸念される事項、先ほども申し上げましたけれども、皆さんの意見を、議会の皆さん等の意見をお聞きする中でですね、取りまとめして、将来と言いますか、懸念と言いますか、そういうものが払しょくされるような対応をしていただきたいということでの意見書でございますので、決してですね、なんていうんですか、想定されると言っっては申し訳ありませんが、そういう民意をですね、必ずしも無視して町がですね、意見書を提出したとは私どもは考えてはおらないところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

意見書の提出にあたってでもですよ、三ツ星のふるさとをつくりあげていくんだということが基本にあれば、その時点で町の対応は変わったんじゃないんですか。

三ツ星のふるさとということが年頭にありましたか。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

我々行政マン、法律に沿っていろいろな仕事をさせていただいております。

今回のこの申請に関しましても、当然ふるさとのことは頭を過りますが、やはり法律に沿った形の中でですね、現在あるいろんな法律、それらに照らしてどうなのかと、守んなきゃいけない部分はどういうことなのかということをして皆さんとも相談をさせていただきながら、こういうことに対して留意をすべきだろうと、そういった考えられるもの全て挙げて、そういうものをきちっとクリアして、やっていただきたいというような形で意見書の方は提出をさせていただいております。

決して先ほど議員の方がおっしゃられている3つの基本理念を忘れてとかですね、そういうことでは、一切ございません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

この三ツ星のふるさとを策定した時に関わっていた人たち、それから最後に答申された方々の名前が連なっています。だからと言って、まあ、結論が出るわけではありませ

ん。時間もないのでまとめたいと思いますけれども、法律に則ってやればなんでもうまくいくんですか。それで世の中がおかしくなっているんじゃないんですか。鋸南町を守る、住民を守るという観点に立ったら、もう少しやり方があったと思っています。

自分の思いで質問を終わっちゃいけないと聞いておりますけれども、以上で。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

ただいまのですね、青木悦子議員の一般質問の答弁させていただきました。そして、引き続きのですね、御質問のことでございますが、当然これはですね、職員の側にですね、責任のある話ではありません。先ほど飯田課長がお話したようにですね、職員は法に則ってという話になるわけでありますので、ひょっとしたらまあ、どこかの時点から私が考えていることであります、その時にこの施設はいらないというような意見書を提出をしたならば、良かったのかなと、そんなことを実は思っているところであります。

しかし、その中のもう一つがですね、当初から、県がですね、説明をしているように、産業廃棄物の処理施設に準拠をしないと、廃棄物のですね、廃棄物の処理施設に準拠をしないとというような、言葉を私も聞いておりました。

と、しますと、その中身はですね、住民の同意を必要とするという一項がございました。それを私は信じておりました。あくまでも住民の同意がなければですね、この施設はできないと、そう信じておりました。それは県の指導要綱を、県の職員の方々が廃棄物の指導要綱に準拠をしないとおっしゃったからそれを信じたわけでありまして、今になればですね、それが甘かったのかなと、そして先だっても、ある方にお伺いしましたら、そのフローそのものがですね、4種類もあると。県とですね、今回の指導要綱がないわけでありまして、その指導要綱に準拠をしないとった言葉の中のある意味ではフロー図と言いますかね、順序を書いてあるものがですね、その都度その都度変わっているんです。

現状に合わせたフローになっておりまして、我々は納得できるフロー図ではございません。それを見ますと、いかに我々はその言葉を信用したことによってですね、今回のこういう状況になっているということは、私自身が反省をしております。反省をしております、その時にこの施設はいらないという意見書を出せばよかったのかなと。

それもですね、県というものを私は信用をして、信じておりましたから、そのような判断がなかなかできなかつたと、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

町長のまごころのあるお答え、ありがとうございました。

やはり、怒りの基本は住民を無視する千葉県の行政が、住民を無視して業者とともに進めているというところに非常に苛立ちを覚えているところです。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

2点目がありますか。

○2番（青木悦子君）

教育がありましたよね。

はい、えっと、輝く人材づくりについての答弁ありがとうございました。

小学校中学校共に鋸南町を題材にした総合教育をしっかりと展開されていることに感謝申し上げます。

学校現場でこれだけの時間を展開されることは非常に先生方の負担が大きいと察することができます。学校でやってくれているから安心というのではなく、社会に巣立ち、社会に貢献していく人間を育てるためには、そして、鋸南町が好き、鋸南町の人たちが好き、大きくなったら鋸南町のために役に立ちたいという人間を意識して育てるためには鋸南教育という、他の町とは違う、他の市町村とは違う差別化された鋸南教育、鋸南教育は素晴らしいというようなものをつくりあげるために組織化して、学校の先生方とスクラムを組んで、先生方の負担を軽くして、子どもとの普段のコミュニケーションが充実したものになるように、楽しい教育活動ができる環境を構築する必要があると考えます。

そして、まあ、そうですね、というのはまあ、町の、先ほどおっしゃられた社会教育とかいろんな部門で、町としての事業、これは先生方一緒にくっついてきてくれればいいよ。町の人材で、先生たちと一緒にこれはやるよ、そんなのが、そういうのですね、具体的に言うと、そういうことをやって、そういう構築する必要があると思うんですね。町の皆で町の人が子どもと向かい合って、お互いに学校の顔が見える、そして、鋸南町民の顔と、子どもたちの顔が見えるような、そんな環境、で、そういうことを積み重ねていって、将来は例えばですが、町会議員になってさらには町長になって、白石町長に負けないまちづくりに精を出すぞというくらいの勢いのある鋸南町教育が必要ではないでしょうか。

また、町外・県外に出てもふるさと納税をしてくれるような子どもも増えるかもしれません。町長のおっしゃる、地域ぐるみの学校教育について、具体的にどのようなお考えをお持ちでしょうか。

私は先日の青少年健全育成推進大会の講師の明石教授に質問をしたら、とても良いアドバイスをいただきました。そのような先生のアドバイスをいただきながら、鋸南教育の在り方を模索して、他にはない、鋸南町に住んで、鋸南の教育を受けさせたいっていうような、家族が鋸南町に住み着いてくれたらいいなと思っています。

このようなことを考えていますけれども、合わせてお答えいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

折角新しい教育長さんがこの席におられますんで、この件につきましてはですね、新しい、新、富永教育長さんから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

教育長 富永安男君。

○教育長（富永安男君）

今年度の4月1日の鋸南小鋸南中の児童生徒数を見ましたらば、鋸南小が257名。なんと鋸南中は174名。大変個人的なことで恐縮ですが、35年前、昭和61年、私は鋸南二中にお世話になりました。その時409名おりました。私は3年4組の担任、つまり4組ずつあった。それが30年経ったら、こんなに少なくなりました。

それはさておき、この年々少なくなった児童生徒一人ひとりに、合わせて430名なんですけど、この一人ひとりに先ほど来も申し上げておりますが、家庭・学校・地域が一体となっただけでかかわっていく教育、これが鋸南教育であります。

これが町長の考えている地域ぐるみの学校教育と考えております。

併せて、青木議員も5月30日だったと思いますが、千葉大の明石教授がお見えになって、わが町の青少年健全育成推進大会、私も同席させていただきましたが、その際、トライアングルで子育てをしようという演題の下に明石教授がお話をされましたけれども、その概要はまさに家庭学校地域がそれぞれ単独で対応するのではなく、それぞれが持ち味を生かしながら、共に子育てをする必要があると、このように言っております。

このことはまさに白石町長が考える地域ぐるみの学校教育とまったく同感に感じております。

今後も教育委員会として、明石教授のみならず、さまざまな有識者にアドバイスをいただきながら、鋸南教育の充実に努めていく所存であります。

どうか、青木議員におかれましても私の教育機会の先輩でございますので、より一層御支援御協力をお願いするものであります。

したがいましてですね、折角ですから一言私も最後に言わせていただければ。

学校家庭地域がそれぞれの役割を果たしながら、学校だけ、家庭だけ、地域だけ、では駄目なんです。それぞれが役割を果たしながら一体となって進んでいく教育、これが私は鋸南町が目指す教育だというふうに、常々考えているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

つきましては、やはり子どもたちは、社会に自立していく、それが目標だと私は考えています。

やはり、鋸南町がどのようなことをやって、どのような方向に進んでいるのかとか、僕たちにできること、私たちにできること、私たちの学校にやってほしいこと、そのようなことを考えてただ受けるのではなく、自分たちで考えて人生、社会を築いていくような心意気の子どもたちを育ててほしいので、ぜひ、例えば、小学校では6年生とか、中学校では何年生とか、また、昔のような子ども議会を開いていただいて、その、社会性の身に付くような子どもを育てていっていただければと考えています。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

以上で青木悦子君の質問を終了します。

ここで暫時休憩としまして、4時25分に再開いたします。

…………… 休 憩・午後 4時17分 ……………

…………… 再 開・午後 4時25分 ……………

◎会議時間の延長

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

ここで時間延長が予測されますので、会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ本日の会議時間の延長を皆さんにお願いいたします。

本日は日程第5 請願第1号までは消化していただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

したがって本日の会議時間を延長することと決定いたしました。

◎一般質問

◎1番 田久保浩通 君

○議長（伊藤茂明）

次に、田久保浩通君の質問を許します。

1番 田久保浩通君。

[ベルが鳴る]

○1番（田久保浩通君）

最後になりましたが、町長に質問させていただきます。

町の総合計画で示された「希望と活気あふれる豊かな鋸南」を将来像として描き、行政運営を進めてきた町長は、鋸南小学校の教育環境の整備をはじめ、豊かな自然を活用した観光政策に力を注ぎ、「地域ぐるみのまちづくり」を積極的に推進してきました。

12月完成予定の都市交流施設、道の駅保田小は鋸南創生の鍵になると位置付けています。宿泊、入浴できる道の駅は県内では初めてだそうです。

私たちは恵まれた自然に囲まれて暮らしています。たおやかな里山の溢れる緑、穏やかで綺麗な里海、真冬でも花が咲き、豊富に作物が育つ。田舎にあこがれ、野山の自然に心の癒しを求める都会の人たちからすれば、うらやましいくらいの理想郷が鋸南町です。

ですが、この素晴らしい環境は自然にできたものではありません。先人たちが綿々と守り育てて私たちに引き継がれてくれたものです。

ですから、自然豊かなこの町を守り、未来につなげていかなければなりません。ましては、今問題になっている採石場を汚染土の捨て場にするなんて断じて許せません。住んでみたくなる街にしていくためには、教育・文化・生活など、多方面からの環境整備が必要です。

また、同時に社会全体での子育て、地域社会が協力して介護援助ができるまちづくり、支え合い気軽に頼りあえる地域コミュニティの福祉の形が必要だと考えます。

町長は鋸南創生にかける思いをこの活動資料で述べていますが、町をとりまく状況は極めて厳しく、課題が山積しています。

そこで3点質問をいたします。

1点目、鋸南創生にかける町長の意気込みについて。お聞きします。様々な課題に対して、町長はこの4年間で具体的にどのように取り組んでいきますか。

2点目、今後増え続けるであろう耕作休耕地・放棄地の活用についての考えを聞かせて下さい。

3点目、火災や救急需要に対して、消防車・救急車が入ることができない地区があると聞いています。今後これらの地区に対する、安全安心をどう進めていきますか。

以上3点の質問に対して、答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

田久保浩通君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

田久保浩通議員の一般質問に答弁いたします。

「鋸南創生にける意気込みについて」お答えをさせていただきます。

御質問の1点目、「様々な課題に対して、町長はこの4年間で具体的にどのように取り組んでいきますか」についてであります。笹生議員に対する答弁と重複いたしますので、5期目の町政運営に向け、4つの大きな方針を掲げ、お示しをいたします。

一点目は、財政の健全化に向け、引き続き努力してまいります。

二点目は、都市交流施設を地方創生の拠点と位置付け、鋸南創生実現に向け、挑戦してまいります。

三点目は、町民の皆さんが光り輝くようサポートすることで、役場全体で町民の皆さんを支援する仕組みを強化してまいりたいと思います。

四点目は、活力ある元気な鋸南町の実現に取り組めます。東京都心に近い有利性を活かし、地場産業が積極的に連携を図りながら、都市との交流を促進するとともに、官民協働の取り組みを推進し、快適な自然空間の提供を目指してまいります。

御質問の2点目の、「今後増え続ける耕作休耕地、放棄地の活用についての考えをお聞かせ下さい」についてでございますが、農家の高齢化、後継者不足などによる耕作放棄は、耕作が不便な所から始まりますが、現在、農地中間管理事業や中山間地域等直接支払制度により、農地荒廃の抑止が図られております。また、青年就農給付金事業により、担い手の育成、確保も図られておりますが、担い手は不足をしているのが現実だと思えます。担い手不足は、農地荒廃抑止の活動にも影響を及ぼしており、耕作放棄地の増加に歯止めをかけられていないのが実情であると思えます。

また、有害鳥獣の被害も耕作意欲の低下を招くなど、耕作放棄地拡大の一因にもなっており、有害獣の生息域の拡大防止のためにも、農地の管理は重要であります。

農地の問題については、食糧問題と切り離しての対応が難しく、国策として、食糧自給率の維持、向上が求められることから、引き続き農地として利用することが国の基本的な考え方となるわけであります。

しかし、当町の農業については、高齢化が進んでおり、農地として利用する方が減少している事から遊休農地が増加するも、売買や貸付が困難な状況となっている事も事実であります。

この状況は全国でも同様であり、これらの遊休農地を一括して借り受ける農地中間管理事業が平成26年4月から制度化、導入をされたところでございます。

この制度自体も、農家が他人に農地を貸す事に難色を示すなど多くの問題もあります

が、企業に農業参入を促す事でも期待されている事業であります。

その他の事業では、耕作が不利な地域である中山間地域における中山間地域等直接支払制度で、平成 27 年度から 5 年間継続して協同作業を実施するもので、農地荒廃の抑止になると考えております。

この他にも耕作放棄地に関しましては、農地の利用状況調査を実施しており、復旧できるものと復旧が困難なものを分けております。復旧の困難な農地については非農地と判定され、所有者が法務局に申請する事で地目変更も可能となっております。農地の活用については、農地法の規制により、大きく別けて 3 つの方法に分類されております。

一つには、購入地を含めて 30 アール以上の営農農家に売買する方法。

二つには、農地に利用権を設定して 30 アール以上の営農農家に貸し出す方法。

三つには、農地転用して有効活用する方法であります。

農地転用については、農地の種類により、その取扱いが異なります。

当町の農地の取扱いについては、基盤整備を実施している農地とその周辺の農地、また、10 ヘクタール以上の集団農地は、優良農地であるため第 1 種農地となっております。

そのため、農振農用地として指定されますので、原則として転用は不許可となります。農業後継者の宅地、その集落と関連した方の住宅など、例外規定に該当する場合に限り、許可をすることができるとなっております。

第 3 種の農地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には役場、駅、高速道路の入口などの周辺 300 メートルに所在する農地で、原則として、農地転用を許可するものとされています。

300 メートルという条件のため、第 1 種農地と重複する場合がございますが、このような場合は、必ずしも許可するものではないとされています。

第 2 種農地は、第 1 種、第 3 種農地以外の農地となりますが、具体的な計画、立地条件、近接農地への影響などを審査し、周辺に代替可能な土地がない場合は、農地転用を許可するものとされております。

平成 26 年度の農地転用の状況につきましては、住宅建築 4 件、太陽光発電 5 カ所、駐車場 4 件となっております。太陽光発電への転用に関しましては、第 1 種農地以外は周辺農地への影響に問題がない場合は現在規制がない状況であります。売電価格が年々下がっていることから、今後農地を活用しての申請は少なくなるものと見込んでおります。

農地は、農作物を生産する場としてばかりではなく、洪水抑止、水の涵養、生物多様性の維持など、多面的な機能を有していることから、農地の管理は重要であると認識しておりますので、今後も維持、活用について努力してまいりたいと考えます。

御質問の 3 点目の「火災や救急需要に対して、消防車・救急車が入ることができない地区があると聞いています。これらの地区に対する、安全安心をどう進めていきますか」

についてであります。御承知のとおり、町の消防・救急業務に関しましては、常備消防として安房郡市消防本部が、非常備消防として鋸南町消防団がその任務を行っております。議員の御質問にありますとおり、町には、主要な道路から、鉄道をまたいで通行しなければならない地区や山間部で道路の幅員が狭隘な地区など、消防車や救急車が入ることが難しい地区は、少なくないと考えられます。

このような地区での災害や火災時における消防活動においては、ホースカーや可搬ポンプを活用し、消防水利を利用した中継による消火活動を行っております。また、救急活動ではストレッチャーを搬入し、傷病者の搬送を行っております。安房郡市消防本部及び鋸南町消防団では、平時より地域の現状や特性を把握するため、それぞれ調査活動や訓練を行っております。

消火や救急活動に支障を来す現場や施設などがある場合には、関係機関との連絡調整を行った上で、対策を講ずるよう努めております。

今後とも、地域住民の生命、身体、財産を守るため、消防組織と行政機関等が連携を図り、安全安心なまちづくりの構築を図ってまいりたいと思います。

以上で、田久保浩通議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

田久保浩通君、再質問はありますか。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

それでは、1点目について再質問させていただきます。

町長が今述べられた意気込みの中で4点柱を絞ってお答えいただきました。

最後の4点目の活力ある、元気な鋸南町の実現に取り組むについてです。

活力ある元気な鋸南町にするためには課題が山ほどあります。

町長は活動資料の中で少子高齢化と人口減対策、教育環境のさらなる充実などなど、たくさんの対策課題をあげています。

その中の一つに、汚染土埋め立て反対を含めた自然環境保護をうたっています。

私も汚染土埋め立てには、断固反対です。恵まれた自然を大切守ることが農業・漁業・観光業など、産業資源を守ることです。安心安全な環境を未来につなぐことは、私たちの使命だと思います。

そこで質問をいたします。

鋸南開発株式会社が進めている汚染土埋め立て処理施設計画は現在どこまで進んでいますか。工事が完成したのでしょうか。あるいは県が立ち会い、検査に入ったのでしょうか。どこまで進んでいるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

どこまでということですが、事業者からですね、5月22日付で千葉県に対して汚染土壌処理業許可申請、そういったものが提出をされたら、千葉県水質保全課の方からですね、電話の連絡をいただいたところでございます。

そして、昨日、18日の時点で、どのような状況かということを確認をさせていただきましたが、現在提出された書類の審査中であるという回答をいただいております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

ありがとうございます。

いろいろな心配な点があるんですけども、業者からの住民説明が過去にありました。その説明では、市川で不溶化した汚染土を船で運び、岩井袋、吉浜の港を使って陸揚げし、そこから一般道を使って運ぶという説明でした。現在両港とも、住民が反対して陸揚げができないことになっています。

いまだにどこから持って来るのか、どこを経由して運ぶのか、一切業者からの回答、説明はありません。なにも知らされない地域住民の不安は増すばかりです。

町長はこのことについてはどうお考えですか。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

申請の関係につきましてはですね、町の方も申請書の内容については承知はしておりません。

先ほど青木悦子議員の質問の際にもお答えをさせていただきましたけれども、去る6月9日に千葉県水質保全課の方に私と町長、それから議員の皆様方と一緒に伺わせていただいております。

その際にも水質保全課長からですね、申請事業者に対しまして、申請内容について町へ説明をするよう、連絡をいたしますということでお話をいただいております。

ですので事業者からこちらへ連絡がありましたらですね、また議会の皆様と共にですね、その対応について協議をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

はい、えっと、鋸南町の環境と子どもを守る会と汚染土埋立反対協議会は平成 26 年 9 月 22 日付で鋸南開発株式会社の取締役質問書を送っております。

文面での回答をお願いし、お願いしました。その時の回答ですけれども、質問の内容を一応 5 点しぼりまして質問しました。

1 点目、搬入する埋立土壌の発生元、どこから持って来るのか。どこから持って来る土壌なのか。

2 点目、埋め立て用土の性状、どのようなものが含まれているのか。

3 点目、鋸南町への搬入経路、どこを通るのか。

4 点目、環境基準超過、自然由来以外の有害物質が検出された場合どうするのか。

5 点目、回答に疑問が生じた場合再度説明いただけるか。

この 5 点を質問しました。

その中で特に気になる 1 点目、3 点目の回答について触れたいと思います。

1 についての回答は、外環工事などから発生する自然由来の汚染土壌を受け入れる計画ですが、現時点では確定できませんので、計画での説明になります。今後業の許可を取得し、搬入元が決まりましたら掲示板等で住民にお知らせします。

3 についての回答は、搬入経路については現在複数の案を検討しておりますが、周辺地域環境への影響をより軽減できるような方法を考えています。詳細が決まりましたら掲示板等で住民にお知らせします。これだけです。

この回答を貰ってからもうすでに 9 カ月が経っています。現在も業者から何一つ明らかにされていません。先ほど業者は業の許可申請を出したということですから、県に申請した段階で発生元や搬入経路がもう決まっている筈だと思います。なぜ業者は未だに住民に対して説明をしないのでしょうか。

なにかありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

この町の対応については先ほどですね、町長、また飯田課長から答弁したとおりでございます。県の方にはですね、県を通じて事業者に対して申請内容を町へ説明するように連絡をしていただけるということでございますので、その結果待ちということでございます。

業者がなぜそれを公開していないのかという御質問ですけれども、それに対して町でお答えするものは持ち合わせておりません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問ありますか。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

それぞれいろんな考えがあると思いますが、私自身はやはりそれを住民に話してしまうと、皆さんが反対するんじゃないかと、そんなふうを考えております。

また、情報が入り次第、住民に知らせていただきたいと思います。

この件に対しては以上で終わります。

続きまして、2点目の再質問してよろしいでしょうか。

耕作放棄地の問題は農家の高齢化・後継者不足が主な原因であり、今後ますます増え続けるであろうということもよく理解しております。

この問題は鋸南町だけの問題ではありません。

全国的に見ても深刻な問題だと思われまます。

他町村での放棄地の具体的な活用の取り組み等の事例があれば示していただきたいと思ひます。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

それでは千葉県におきます耕作放棄地については、高齢化や労働力不足が原因で約1万8,000ヘクタールとなっております。千葉県においても耕作放棄地の発生抑制、解消に向け、先ほど町長の説明にもありましたように、中山間地域等直接支払制度や農地水保管理支払交付金等を推進し、地域が力を合わせることによりまして、発生を防止する取り組みも現在なされているところであります。

御質問の市町村の事例といたしましては、農地をですね、農業的な活用でということと、睦沢町の民間団体の方でですね、住民提案事業を活用して、モデル的に取り組んでいる事業がございます。

それは、耕作放棄地に景観形成物の栽培や梅の木を植樹をし、農村観光や町活性化の一助として資源の回復を促す取り組みが挙げられるところでございます。

このほか、近隣の南房総市の方では、牛の放牧によります粗飼料自給率の向上と、遊休農地の活用を図っているといったような事例もございます。

また、非農業的な活用といたしましては、千葉県内では特に実施事例はないんですが、植林による林地への転用、また、里山整備活動、そういったものが考えられるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問ありますか。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

はい、ありがとうございました。

町長が答弁の中で、農地転用の状況の説明、これがありましたが、太陽光発電の転用が先ほどありました。

太陽光発電はE C Oにつながるので、それ自体は良いことだと私も考えております。しかし、心配な点がいくつかあります。それはメガソーラーの設置です。

吉浜地区で現在メガソーラー設置が、設置のための大掛かりな工事が始まっています。ここは耕作休耕地、放棄地ではありませんが、この事業は条例がないため規制できず、申請さえすれば進められるものです。

私はメガソーラー発電による疑問、危機感を抱いています。

一つ目は、設置する場所によって自然豊かな景観が損なわれることです。今回の吉浜地区で進められているメガソーラー設置計画はまさにこれにあたると思います。

二つ目は生態系を潰してしまうことです。

3つ目は使用済みパネルの処分問題です。鋸南町総合計画の中の基本計画では、観光振興と定住の促進をうたっています。定住に結び付ける施策をいろいろ打ち出していますが、鋸南町の財産である豊かな自然を、豊かな自然が損なわれては、定住の促進には逆効果になるのではないのでしょうか。

二つ目の生態系については、休耕地・放棄地をソーラーパネルで覆うわけですから、下敷きになる土地・場所の生態系はどうなるのでしょうか。

三つ目は使用済みのパネルの処理問題です。これは今後一番大きな問題となると思います。太陽光パネルは複合構造なのでリサイクルが困難だそうです。また、パネルには、鉛・カドミウムが含有されていると聞きました。

廃棄方法を間違えると微量であっても地下水などに自然に溶け出す可能性が考えられます。土壌水質汚染が心配されます。現在は一般廃棄物として処理されていますが、今後は産業廃棄物として処理されるようになると思われます。

これからさらに使用済みパネルは増えるでしょう。

環境破壊が心配されます。町長は太陽光発電への転用は売電価格が下がっていることから農地を活用しての申請は少なくなると見込んでいると先ほど答弁にありましたが、規制がない以上、ソーラーパネルの価格が安くなれば、放棄地にどんどん活用されても不思議ではありません。景観が損ねる問題、今後増え続けるであろう使用済みパネルの処分についての問題、この二つについて意見をお聞かせください。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

それでは最初に景観が損なわれること、それについてお答えさせていただきたいと思えます。

太陽光発電設備は、多くの場合それは建築物ではないということのため、建築規制が適用されにくいこと、またそのパネル、それ自体はですね、騒音や排ガス、そういった

ものも出さないということからですね、騒音規制、あるいは排ガス規制、そういったものが適用されにくいということなどから、開発自体をですね、制約する法令、議員おっしゃるように非常に少ないというのが現状でございます。

千葉県においてはですね、この太陽光の工事などを巡りまして、住民から多数苦情が出ていることから、産業用太陽光発電設備の設置を計画している事業者の皆様へということで周辺住民への配慮について留意していただきたい点というものを県のホームページに掲載をするなどしております。

この景観に関してはですね、やはり裁判の方も各地で事例がございます。

景観権という権利をですね、めぐるトラブルが、争われているということでございます。太陽光発電設備の設置場所の景観が、法的保護に値するような景観と評価されるか、そういったことがやはり裁判では争点となっているということでございます。

鋸南町の方に目を転じますと、議員御指摘のとおり、豊かな自然があるということは鋸南町の財産であります。しかしながら、まあ現在町においてはですね、この景観関係に対する規制的な条例、そういったものはございません。

今後状況をみながらですね、必要に応じて、そちらに対しては対応をさせていただくという考えでございます。

次に、使用済みのパネルの処分問題ということでございますけれども、このパネルにつきましてはですね、こちらもホームページ等で確認をさせていただいたんですけども、一般社団法人太陽光発電協会、そういったところのホームページによりますと、パネルは太陽電池モジュールというふうに呼ばれているものでございますが、搬出される際の一般的な処理方法ということでこれが示されております。

基本的には、事業用の太陽光、太陽電池モジュール、これが排出される場合と、住宅用の太陽電池モジュールが排出される場合で、この二つが想定をされているところでありますけれども、事業用の太陽電池モジュールが排出される場合については、全てが産業廃棄物として処理業者が処分を行うということになっております。

住宅用太陽電池モジュールが排出される場合につきましては、所有者自らが撤去をする場合、撤去をした場合は、一般廃棄物として取り扱うこととなります。

請負業者が撤去を行った場合には産業廃棄物ということになります。

現実的にはですね、建物の屋根等に乗っているものですから、素人、個人の方がですね、電気の知識もない、そういった方が自分の手で自ら撤去を行うということは少ないというふうに考えられますので、現実的には産業廃棄物として処分されるケースがほとんどだと思います。

今後想定されるそういったものの排出の場合については、法律に沿って、適正に処分されるべきものであると、いうふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

太陽光発電に関しては、当然導入されれば必ず廃棄の時期が来ます。

これからますます増え続けることは、間違いのないことだと思います。

明確な処分の方針ですとか、廃棄方法、例えば再資源化が多少できればそういう問題、町として廃棄のガイドラインをつくるべき時期にきているのではないかと思います、このことについてはどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

ガイドラインを設けるべきではないかということをございますけれども、当然ですね、国の方もですね、このような法的な基準と言いますかね、基準のようなものを設定をしていくんだと思いますので少しですね、それらの動きをみる中でですね、必要に応じて対応をしてみたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

国としてもやはり今現在ガイドラインをつくるべく検討しているということが、調べるとそういう形で出てきています。

間違いなくこれは、今後大きな問題になると思いますので気に留めていただければと思います。

太陽光発電に多くの時間を割いてしまいましたけれども、いずれにしても耕作休耕地、放棄地がますます増えるだろうという、町の現状を踏まえまして、他町村の事例を参考にしながら、抜本的な対策を考えていただければと思います。

最後に、第3点、これは質問ではありませんけれども、自分の思いをちょっと伝えたいと思います。

5月より、消防委員として、消防団員の方と接する機会が多くなりました。消防車・救急車が入れない地区が現実にあることを知り、今回質問させていただきました。今後も消防団員のいろいろな場面でかかわっていくと思います。

災害・火災時におけるきめ細かい対応、そして、地域住民の生命、身体、財産を守るために、さらなる安全・安心なまちづくりを消防組織と一体となって、推し進めていきたいと考えます。

以上です。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で田久保浩通君の質問を終了します。

田久保議員自席へお願いします。

◎請願第 1 号の上程、委員会付託

○議長（伊藤茂明）

日程第 5 請願第 1 号「鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める請願について」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号「鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める請願について」は産業常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号「鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める請願について」は産業常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（伊藤茂明）

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午後 5 時 0 4 分 ……………
…………… 再 開・午後 5 時 0 5 分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に、議案付託表、会期日程表及び産業常任委員長からの委員会招集通知書を配付いたしました。

休会中の 6 月 22 日午前 10 時 00 分から産業常任委員会を開き、請願第 1 号「鋸南開発

株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める請願について」審査をお願いいたします。

◎散 会

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

6月22日は午前10時から産業常任委員会をお願いいたします。

最終日の6月24日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 5時06分 ……………

平成27年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成27年6月24日 午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 発議案第1号 | 鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第2 | 発議案第2号 | 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書(案)について |
| 日程第3 | 発議案第3号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 工事請負契約の締結について
(鋸南町都市交流施設屋外整備工事) |
| 日程第7 | 議案第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 平成27年度鋸南町一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第7号 | 平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 請願第1号 | 鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める請願について(委員長報告) |
| 日程第12 | 発議案第4号 | 千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をしないことを求める意見書(案) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
6 番 緒 方 猛 君	7 番 鈴 木 辰 也 君
8 番 黒 川 大 司 君	9 番 伊 藤 茂 明 君
10 番 笹 生 正 己 君	11 番 平 島 孝 一 郎 君
12 番 三 国 幸 次 君	

欠席議員（1名）

5 番 小 藤 田 一 幸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和 君	副 町 長 内 田 正 司 君
教 育 長 富 永 安 男 君	総務企画課長 菊 間 幸 一 君
税務住民課長 福 原 傳 夫 君	保健福祉課長 渡 邊 昌 廣 君
地域振興課長 飯 田 浩 君	教 育 課 長 前 田 義 夫 君
水 道 課 長 山 崎 友 之 君	会 計 管 理 者 三 瓶 睦 君
総務管理室長 石 井 肇 君	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 増 田 光 俊 書 記 醍 醐 陽 子

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。
議員各位には、御苦労さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
ただいまの出席議員は 11 名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、5 番 小藤田一幸君から欠席届が出ております。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎発議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 1 発議案第 1 号「鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提出者三国幸次君より提案理由の説明を求めます。

提出者 1 2 番 三国幸次君。

[1 2 番 三国幸次君 登壇]

○1 2 番（三国幸次君）

皆さんおはようございます。

発議案第 1 号「鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」については、私のほか 5 名の議会運営委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

提案の理由であります、本年 5 月 28 日に全国町村議長会において、「議員欠席理由に出産を明記する」規定を追加する、標準町村議会規則の一部改正が決定されました。

鋸南町議会会議規則は、標準町村議会規則に準拠していることから、当該規定部分について、所要の改正を行なおうとするものであります。

鋸南町議会会議規則第2条に「2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」との項を加え、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、標準町村議会規則に伴う規則の改正でありますので、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 発議案第2号「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 6番 緒方猛君。

〔6番 緒方猛君 登壇〕

○6番（緒方猛君）

おはようございます。

発議案第2号「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する陳

情書」が千葉県PTA連絡協議会をはじめとする県下22の教育団体からありました。

については、その主旨に私のほか4名の総務常任委員の賛同を得ましたので、提出いたします。

意見書（案）の朗読をもって、提案の理由の説明とさせていただきます。

若干長いので、大変ですがお聞きいただきたいと思います。

「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書（案）」。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っており、負っている。

しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成28年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

一つ、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。

一つ、少人数学級を実現するため、私立教育、私立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算をさらに拡充すること。

一つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。

一つ、危険校舎、老朽校舎改築の、改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国の財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出をする予定であります。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わりといたします。
途中のですね、ちょっとあの、言葉を間違えたようですが、少人数学級を実現するために、「私立」という具合に私言ったそうなんですが、「公立」義務教育諸学校ということです。私立ではなく、私立ではなくて、公立、公立ですね、公立の義務教育諸学校の教職員の定数を改善する計画に早期に策定実現すること、ということです。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 発議案第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 6番 緒方猛君。

〔6番 緒方猛君 登壇〕

○6番（緒方猛君）

それでは、発議案第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」について

は、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償の義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方の、地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の軽減や義務教育費国庫負担制度の、制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響、影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生じることは、生じることは必至である。

よって、国によって、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上、地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

ないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第1号「鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第1号「鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、千葉県重度心身障害者医療給付改善事業費補助金交付要綱が改正となり、平成27年8月1日から適用されることに伴い、改正をお願いするものでございます。

これまでは、医療機関の窓口で医療費を支払った後、医療費の助成を役場の窓口で申請する必要がありましたが、平成27年8月からは、重度心身障害者医療助成受給券を提示することにより、一定の自己負担金を支払えばその場で清算されることになりました。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第4条では、支給の範囲について規定しておりますが、千葉県の重度心身障害者医療給付改善事業費補助金交付要綱別表では、一部負担金を規定しており、町民税所得割課税世帯につきましては、1回当たりの自己負担額を300円とするものでございます。

第5条では、新たに重度心身障害者となった年齢が65歳以上である方は、助成の対象外となることから、規定に追加するものでございます。

なお、この条例は、平成27年8月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第2号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第2号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、介護保険法の改正により、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の第1段階の保険料率の改正をしようとするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第3条では、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を規定しておりますが、第1項・第1号では、第1号被保険者の第1段階の保険料率は、3万3,600円と規定しておりますが、第2項を追加し、第1段階の保険料減額賦課に係る、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を、3万3,600円から3万300円にしようとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、経過措置といたしまして、平成26年度以前の保

険料は、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第3号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第3号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

工事請負契約を締結しようとする内容でございますが、鋸南町都市交流施設屋外整備工事であります。

去る6月10日、指名競争入札方式により、入札を執行した結果、落札された、住所「鋸南町下佐久間855番地」、「東海建設株式会社 鋸南支店 支店長 平田英雄」と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は1億908万円であり、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出いたします。

推薦しようとする方は、住所鋸南町保田1026番地、氏名宇部律子、生年月日昭和29

年 10 月 28 日、任期は、平成 27 年 10 月 1 日から 3 年であります。
なお、資料として、公職歴等をお手元に配布してございます。
よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行いません。
本案を、原案のとおり推薦することに賛成する諸君の挙手を求めます。
〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。
よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 8 議案第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
総務企画課長より議案の説明を求めます。
総務企画課長 菊間幸一君。
〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦について」御説明申し上げます。
人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出いたします。
推薦しようとする方は、住所鋸南町下佐久間 2762 番地、氏名横瀬幸雄、生年月日昭和 21 年 6 月 11 日、任期は、平成 27 年 10 月 1 日から 3 年であり、2 期目となるものであります。
なお、資料として、公職歴等をお手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案のとおり推薦することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第9 議案第6号「平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第6号「平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

1ページをお開き願います。

今補正予算は歳入歳出それぞれ2,678万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億3,120万円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

第1款、第1項、第1目議会費につきましては、5月22日開催の臨時議会におきまして、議員発議により平成27年6月1日から平成28年3月31日までの間、議員報酬5%削減を行う条例が可決されたことにより、1節報酬、3節職員手当等で229万1,000円減額するものでございます。

第2款総務費、第1項、第4目企画費、19節、負担金補助及び交付金240万円につきましては、塚原屋台修繕費として一般コミュニティ助成事業の助成金でございます。

第9目都市交流施設整備事業費、15節工事請負費820万円につきましては、電気自動車用充電設備として急速充電設備設置工事の予算をお願いいたしました。

第2項徴税费、第2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料202万5,000円につきましては、固定資産税の町税還付金の予算をお願いいたしました。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目、13節委託料131万2,000円につきましては、マイナンバー制度開始に向けて、社会保障・税番号制度連携システム構築委託費でございます。

また、当初予算時に一般財源対応としていた事業について、国からの補助金内示により、一般財源を71万2,000円減額しています。

8ページをお願いします。

第3款民生費、第1項、第5目介護保険費28節、繰出金286万2,000円につきましては、介護保険料減額分269万円とシステム改修費17万2,000円を併せた介護保険特別会計への繰出金でございます。

第2項児童福祉費、第3目保育園費、15節工事請負費55万7,000円につきましては、保育所倉庫設置工事費でございます。

これは、学童保育所に保管している保育所備品を新たな倉庫を設置し保管するものでございます。

第4目学童保育費、11節需用費29万4,000円、修繕料につきましては、学童保育所利用者の増に伴い、利用教室を一部屋増やし、エアコンを新設設置するものでございます。

第5款農林水産業費、第1項、第3目農業振興費、17節公有財産購入費20万9,000円につきましては、鋸南町のおいしい米の商標登録費用でございます。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、11節需用費41万2,000円修繕料につきましては、小学校特別支援学級教室を学習内容により、1教室を区切って使用する必要がありますので、教室の間仕切り設置費です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、11節需用費85万6,000円修繕料につきましては、保健室、事務室、及びカウンセリングルームとして活用している宿直室の3部屋のエアコン取替工事費でございます。

9ページをお願いいたします。

第5項社会教育費、第3目民俗資料館費、994万6,000円につきましては、歴史民俗

資料館 30 周年事業特別展に係る経費でございます。

開催期間は、平成 28 年 1 月 9 日から 2 月 7 日までの 30 日間です。

作品借用先は、公益財団法人東京富士美術館、作品は、油彩画がクロード・モネの作品など 10 点、銅版画がマネ・エドゥワールの作品など 3 点、浮世絵版画が葛飾北斎の作品など 7 点であります。

8 節報償費 216 万円は、作品借用謝礼で作品 20 点を 1 点 10 万円での借用費用と消費税分でございます。

11 節需用費中、印刷製本費 62 万 7,000 円は、ポスター 600 枚、チラシ 1 万枚、図録 1,000 部の費用でございます。

13 節委託料中、美術品運搬展示委託 560 万 9,000 円の内訳は、運搬、展示、撤去作業費 180 万 9,000 円、美術品保険料、評価 40 億円で 380 万円となっております。

続きまして、歳入ですが、6 ページをお開き下さい。

第 5 目教育使用料、4 節民俗資料館入館料 450 万円と第 3 目教育費国庫補助金、4 節社会教育費補助金 395 万 2,000 円、併せまして 845 万 2,000 円は、資料館 30 周年記念事業に充当する歳入でございます。

第 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金 134 万 4,000 円と第 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費負担金 67 万 2,000 円、併せて 201 万 6,000 円は、介護保険への繰出金 286 万 2,000 円に充当する歳入でございます。

第 2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費負担金 202 万 4,000 円は、マイナンバー制度開始に向けて、社会保障・税番号制度連携システム構築委託費に充当する歳入でございます。

第 19 款諸収入、第 6 目雑入 1,060 万円は、一般コミュニティ助成事業の助成金と急速充電設備設置工事に充当する歳入でございます。

特定財源以外では、第 17 款、財政調整基金繰入金 369 万円をお願いいたしました。

今補正後の財政調整基金残高は 5 億 123 万 1,000 円を予定しております。

10 ページは給与費の明細書、11 ページは平成 26 年度の繰越明許費繰越計算書です。

7 事業、6 億 2,171 万 2,240 円を平成 27 年度へ繰り越しするものでございます。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第10 議案第7号「平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第7号「平成27年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,885万1,000円とするものでございます。

初めに歳出から説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のシステム改修費、17万2,000円は、介護制度改正に伴う介護予防・日常生活支援事業及び予防給付見直しに係るシステム改修経費でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費から、第6項の特定入所者介護サービス費までは、財源変更を行うもので、軽減された保険料分を一般財源から減額し、低所得者保険料軽減繰入金をその他財源として、充当するものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料につきましては、介護保険法

の改正により、低所得者の第1段階保険料を3万3,600円から3万300円に軽減したことに伴う減額でございます。

第6款繰入金、第1項、一般会計繰入金、第4目のその他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として17万2,000円を、第5目、低所得者保険料軽減繰入金は、減額となった介護保険料分を一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、軽減された保険料分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担して繰り入れられるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

日程第11 請願第1号「鋸南開発(株)の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書の提出を求める請願について（委員長報告）」を議題といたします。

付託をしてあります産業常任委員会委員長 渡邊信廣君から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業常任委員会委員長 渡邊信廣君。

〔産業常任委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

○産業常任委員会委員長（渡邊信廣君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、「議会産業常任委員会委員長報告」をさせていただきます。

当委員会は、平成 27 年第 5 回定例会において、議会産業常任委員会に付託されました請願第 1 号「鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書提出を求める」請願について、平成 27 年 6 月 22 日午前 10 時から委員 6 名の出席のもと「議会産業常任委員会」を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

まず、紹介議員から、請願の趣旨説明が行われました。

その後、執行部より参考として「鋸南開発株式会社が行う汚染土壌処理施設設置事業」にかかる、これまでの経過及び現在の状況について説明を受けました。

次に、産業常任委員からの質疑について、概要を申し上げます。

「汚染土壌処理施設の面積はどの位になるのか。大雨時における対応は大丈夫なのか」という質疑があり、執行部より「今回の汚染土壌処理業許可申請について、町では詳細な説明を一切受けていないので、わかりません」との答弁でございました。

また、討論においては、「町民の多くが反対しており、議会としても請願を採択すべきもの」との、採択に賛成する討論がありました。

続いて、表決を行った結果、賛成多数により産業常任委員会としては「採択すべきもの」と決定をさせていただきました。

以上が、本常任委員会に付託されました請願に対する審査の結果でございます。

御報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま産業常任委員会委員長から「採択すべき」との報告がありました。

これより委員長に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり、この請願を採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、「鋸南開発(株)の汚染土壌処理業の許可申請に対して千葉県が不許可処分とすることを求める意見書の提出を求める請願について」は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

追加議案がありますので、暫時休憩をし、議案を配布いたします。

自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午前10時47分……………

…………… 再 開・午前10時48分……………

平成27年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号の追加1〕

平成27年6月24日

追加日程第1 発議案第4号 千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をしないことを求める意見書(案)

◎追加日程の決定

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

ただいま休憩中に追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

ただいま提出されました発議案第4号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって発議案第4号を日程に追加することに決定いたしました。

◎発議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第1 発議案第4号「千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をしないことを求める意見書(案)」についてを議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

本案につきまして提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 1番 田久保浩通君。

〔1番 田久保浩通君 登壇〕

○1番（田久保浩通君）

発議案第4号「千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をしないことを求める意見書(案)」につきまして、私のほか6名の議員の賛成を得ましたので提出いたしました。

意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をしないことを求める意見書(案)。

平成 27 年 5 月 22 日に鋸南開発(株)は、鋸南町下佐久間において計画している汚染土壌処理施設について、汚染土壌処理業許可を千葉県に申請いたしました。

鋸南町議会においては、平成 25 年第 1 回定例会で「鋸南開発(株)の汚染土壌処理施設設置計画について反対を求める請願」を採択し、「鋸南開発(株)の汚染土壌処理施設設置計画について反対する意見書」を平成 25 年 4 月 22 日千葉県に提出したところです。

鋸南町は高齢化、過疎化に悩む町であることから、恵まれた海、山の環境保全により魅力を増したまちづくりが緊急の課題となっています。鋸南町はこのほかに 6 カ所の採石場があります。一つ許可を出してしまえば、いずれ他の採石場が追隨することは明白です。永久に変わることのない有害物質を耐用年数のある施設に埋めることは、鋸南町の将来に重大な影響を及ぼすものです。

また、当該事業所はこの段階においても汚染土壌の発生元や、搬入経路等を地域住民に対して明らかにしておりません。そのため、地域住民と合意形成が未だになされず、得られず、圧倒的多数の町民が不安を抱え、この事業に反対しています。

つきましては地域住民の理解や合意が得られないまま、千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をすることのないよう、鋸南町議会として強く要請いたします。

以上であります。意見書は千葉県知事へ提出するものであります。

議員各位の御理解と賛同をお願いしまして、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより発議案第 4 号「千葉県が鋸南開発(株)に対し汚染土壌処理業許可をしないことを求める意見書(案)について」提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論でしょうか、賛成でしょうか。

反対討論はありますか。

それでは反対討論がないようですので、3 番 笹生久男君。

〔3 番 笹生久男君 登壇〕

○3 番（笹生久男君）

私は汚染土壌処理業の許可申請に対しまして、千葉県が許可をしないように求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

鋸南開発株式会社は下佐久間に計画している汚染土壌処理施設について、汚染土壌処

理事業の許可申請を本年の5月22日、県へ提出いたしております。

町議会では、平成25年第1回定例会において、鋸南開発株式会社の汚染土壌処理施設計画の反対を求める請願を採択し、計画反対の意見書を千葉県知事宛てに提出しております。

町民の多くは、昨年11月に事業者を相手取り、処理施設の操業差し止めを求める訴訟を千葉地裁に起こすなど、反対を求めています。

また、本年4月の統一地方選挙におきまして、汚染土壌処理施設に反対する民意が現れておりまして、多くの町民が合意形成がなされていない状況に不満を抱いているのが現状です。

したがいまして、県が鋸南開発株式会社に汚染土壌処理業の申請に対して許可をしないよう求める意見書に賛成いたします。

以上で私の賛成討論といたします。

○議長（伊藤茂明）

他に討論はありますか。

はい、6番 緒方猛君。

〔6番 緒方猛君 登壇〕

○6番（緒方猛君）

私は鋸南開発の汚染土壌処理許可申請に対して、不許可処分を求める意見書提出に賛成の立場から討論をさせていただきます。

鋸南町の人口減少率が、よく言われます県下最大です。少子化も一層進んでおります。御案内のとおりです。日本創成会議が2040年における地方消滅自治体というものを発表されました。鋸南町は残念ながら、県下ワースト2番に挙げられております。

町の再生のためには、新たな人に住み着いてもらわなければ町の存続すら危ないのが現実となっております。

本日は、本町は、かろうじて自然の豊かさが最大の売り物だと思っております。

しかし、長年の採石により、里山のいたところが破壊され、自然の豊かさを求めて永住しようとする都会の人や、子どもを育てる環境に対してすでに危なさを感じています。加えて、地域住民の合意が得られないことや、発生元がわからない汚染土壌の受け入れは永久に変わらないこのような土壌を耐用年数のある施設で保管しなければならないもので、町の大きなダメージと、将来にわたる健康被害が心配です。

私ども、3年前議会が鋸南開発から説明を受けました外環道の土壌でもなければ、サッカー場の設備ができるという仮説の話であったということが、段々はっきりしてきたという具合に理解をしております。

また、これから5年間というですね、長きにわたり1日あたり、300台ものダンプカーが町内に、町内を走る、走り回ると、交通公害はいままで耐え忍んできた町民に対するさらなる挑戦だという具合に思っております、とても看過できるものではないとい

う具合に思います。

ちょっと専門的になりますが、さらには汚染物質の、汚染物質の流出を抑えるという不溶化処理はいまだ科学的に、また、現実的に完全に安心安全の社会通念が確立されているとは言い難く、不溶化について科学者にもっと光をと、この分野で権威者である九州大学の和田信一郎教授は論文を発表しております。

現に酸化マグネシウムをタンブラーでかくはんする工法で不溶化処理をしている東京の城南島の工場を見学しても、現段階で汚染物質が流出しないと言い切るには、早計な工法と言いますか、手法であるという具合に言わざるを得ないと思います。

概略以上のことから、汚染土壌処理業の許可申請に対して、不許可処分とすることを求める意見書提出に賛成をしまして、私の討論を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に討論はありませんか。

はい、10番 笹生正己君。

〔10番 笹生正己君 登壇〕

○10番（笹生正己君）

今、賛成討論が2名の方からありました。

最初に議長から聞かれた時に反対討論を、この意見書提出に反対討論をするつもりはなかったのですが、聞かれても挙手はしませんでしたけれども、今は、この、今やっているのは、先ほどあった議案、意見書を提出するかしないかじゃありません。この今の意見書案について、正しいか、賛否を取っているわけです。それで、先ほどもう意見書を提出すると決まったのに賛成討論があったので、反対討論をさせていただきます。

いくつかの矛盾点、分からないところが討論の中にありましたので言わせてもらいますけれども、民意が示されたっていうのも、私も今回選挙に当選してきました。私の親戚、100人にも満たない数字です。それで、今回選挙の時のことを言わせてもらおうと、反対している方、まあ多いのは事実です。その方に理由を聞きました。理由がわからない方が、私の回った中、400から500の話聞いた人の中で98%、パーセントで言ったら、それくらいの方が理由なく反対だと、中にはあの人が言っているから反対だという方、そういう方が結構多かったです。理由もなく反対している方がかなり多かったです。それと耐用年数ということも、今2名の方、両方ともありましたけれども、耐用年数と寿命と、そもそも違います。私、ダムの堤体の耐用年数について、一度一般質問したことがありますけれども、その時自分でも調べました。実際50年・60年という寿命もありますし、100年、今一番古いのはアメリカで100年だそうですけれども、半永久的っていう言い方もございます。

寿命と耐用年数と、違うということ。まだ他にもたくさん矛盾した意見があったんで私はこの意見書、まあ反対して出てきた、議員としてなられた方はなにかをしなれば

いけないということはわかります。わかりますが、この前の事前審査、県の降ろした、県が長期間かけて事前審査を終了してつくってもいいですよという意見書の時も、意見書を出した時も県はそのままだったです。

今回も私はそのようになると考えています。

県の関係者を知る方から、ある程度の情報は得られますんで、そうすると庁内を、県庁内を書類は回っているそうです。普通でいったらそのまま下りるんじゃないかと私は思います。

普通でいったらという言い方をしましたけれども、普通は申請を出して2カ月ほどだそうですから、7月下旬、あるいは8月の始めだと思いますけれども、もう間近に迫って庁内を回っている書類、その時に出す。

これは県の心証を悪くする、さじ加減のある交付金があるとしたら、そういうのは鋸南町には来にくくなる。

利がないように思えますんで、私はこの意見書を提出することに反対いたします。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成27年第5回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでございました。

上着の着用をお願いします。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 1 0 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 8月21日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 笹 生 久 男

署 名 議 員 笹 生 正 己